



Osaka Gakuin University Repository

Title	長州藩における天保の改革と会計制度の変容 —天保期～安政期における長州藩会計制度の検討— Tempo Reforms and Changes of Accounting System in Choshu-Han
Author(s)	郡司 健 (Takeshi Gunji)
Citation	大阪学院大学 商・経営学論集 (OSAKA GAKUIN UNIVERSITY REVIEW OF COMMERCE AND BUSINESS ADMINISTRATION), 第 48 巻第 2 号 : 27-94
Issue Date	2023.03.31
Resource Type	ARTICLE/ 論説
Resource Version	
URL	
Right	
Additional Information	

長州藩における天保の改革と会計制度の変容 －天保期～安政期における長州藩会計制度の検討－

郡 司 健

Tempo Reforms and Changes of Accounting System in Choshu-Han

Takeshi Gunji

ABSTRACT

Although Hagi-han mainly behaved within the Hagi-han's domain itself in early Edo period, the han had to behave externally at Edo, Kyoto and Osaka and others in late Edo period. Thus the han came to be often so called Choshu-Han. Hagi-han was the parent han of which controlled some subsidiary hans.

In late Edo period Choshu-han originated special account so called "Buikukyoku account" separated from general accounts of Choshu-han. Moreover the special account was separated from general accounts and given special position for feudal lord. Thus general accountant could not depend upon the fund of the Buikukyoku.

Choshu-han's general administrators suffered from enormous debts, especially during the Tempo era. They drew up Receipts and Disbursements plans (budgets) and ordered thrift for vasaal and peoples in efforts to pay off the enormous debt. On the other hand, the Buikukyoku was

(2022.11.30 受付 / 2023.1.16 受理)

able to lay the foundations for overcoming the difficulties of the coming Meiji-Restoration at the end of the Edo period.

This paper examines the changes of accounting system of Choshu-Han during Tempo·Kouka (1830-1847), Kaei (1848-1853) and Ansei (1854-1859) eras.

はじめに

萩藩を本藩（宗藩）とする長州藩は関ヶ原以後120万石から防長2国の39万石へ大幅に減封された。萩に開府して以来、江戸前期（1603-1750）は、度々生じる天災飢饉だけでなく、参勤交代や幕府の手伝普請により、藩の負債（藩債）は次第に増加していった。当初は、検地による増石や士卒・庶民からの馳走（負担）等によって債務を解消し、余剰がある時もみられた。しかし、その後は負債が慢性的に増大し、長期にわたって苦しい状況が続いた。江戸前期のとくに元禄期には華美・乱脈がはびこり、さらに元禄16年（1704）11月の江戸大地震により藩の財政はますます困窮に陥った。この状況は享保期（1716～1735）における藩政改革努力等にもかかわらず結果的に改善されることはなかった¹⁾。

宝暦元年に毛利重就公が藩主となって以降、より積極的な藩政・財政改革に取り組み、その在位期間（宝暦・天明期）は長州藩の「転換期」と称され、まさに画期的な展開がなされた²⁾。つまり、宝暦11年（1761）には検地を行い、宝暦13年（1763）にはその検地による増石分を原資として撫育方という特別事業組織を創設し、これによって所帯方本勘（一般会計）はその時々の困難を凌ぐことができた³⁾。すなわち、所帯方の本勘と称される一般会計における不足

-
- 1) 拙稿「江戸前期萩藩の会計制度－地方自治体会計・特別会計の源流－」『大阪学院大学商・経営学論集』第46巻1/2号、2021年、31-33頁。なお、江戸前期萩藩（長州藩）の活動は以下のような3期に区分できる。Ⅰ期復興期 {慶長～慶安期；慶長5年（1600）萩開府～慶安4年（1651）}、Ⅱ期安定期 {承応～元禄期；承応元年（1652）～元禄16年（1703）}、Ⅲ期低迷期 {宝永～寛延期；宝永元年（1704）～寛延3年（1750）} がこれである。その各期における会計制度の詳細な内容と特徴に関しては、次稿を参照されたい。拙稿「江戸前期萩藩会計制度の概要と分析」『伝統技術研究』第15号、2022年、27-41頁。
 - 2) 小川國治『転換期長州藩の研究』思文閣出版、1996年、7-8頁。
 - 3) 拙稿「江戸後期萩藩の経営会計制度－宝暦～天保・弘化期における積極財政への転換－」『大阪学院大学通信』第52巻11号、2022年、1-36頁。

は撫育金により補充されるようになった。しかし、それは、結果的に撫育金自体の減少・払底をもたらし、当初から意図された撫育制度による藩の長期的な成長発展まではほど遠い状態であった。結果的に、それは決定的な財政改善に至らず、天保期には「八万貫目の大敵」と証される膨大な負債に苦しむようになった。

この慢性的な苦境に対して天保9年（1838）頃からより積極的な藩政・財政改革が企図され着手されるようになる。長州藩の「天保の改革」がこれである。そこでは、撫育局を所帯方から分離独立させ、所帯方本勘は撫育局の資金に依存することなく積年の流弊を打破して膨大な負債を解消するように、目安として収支概算（計画）を策定し、これを提示して実行を求めることとした。この体制は、ペリー来航とともに激動する嘉永期（1848～1853）・安政期（1854～1859）にも継承されることとなる。

それとともに、この時期以降、幕末の様々な動向・変化とともに、藩の活動も藩内中心から藩外（江戸・京都・大坂）とくに江戸表（江戸方）における本藩・支藩の一体としての活動が重要となり、対外的な活動を含めて長州藩とも称すべき活動が中心となる⁴⁾。

4) 「長州藩」に関しては、本藩の萩藩そのものとしてとらえる場合（狭義）と、支藩を包含する防長2州全体を意味する場合（広義）、あるいはその両者を意味する場合とがある。江戸前期においては萩藩そのものの会計制度として検討してきたが、江戸後期にはとくに嘉永以降は萩藩単独としてよりも支藩との密接な関連性もしくは防長全体としての活動が中心となる。さらには、藩の活動自体も藩内（防長2州）にとどまらず、幕藩体制・参勤交代制等のもとに江戸藩邸・京都・大阪での活動が重要性を帯びてくる。収入（歳入）は藩が中心であるが、支出（歳出）は藩内（地方、国相府ともいう）よりも江戸表・京阪等の藩外（江戸方、行相府ともいう）の占める割合が大きくなる。その意味において、藩の活動および会計制度も萩藩単独というよりもより広いニュアンスをもって長州藩として検討するほうがとくに江戸後期天保期以降の状況に適っていると思われるので、本稿では萩藩よりもむしろ長州藩としてその活動と会計制度について検討・考察している。

I 天保期における会計制度の変容 (概要)

1 天保の改革 (藩政・財政改革) と会計制度の変革

天保2年(1831)には農民一揆が多発し、天保3年(1832)には借金総額が8万貫を超えた。村田清風等はこれを「八万貫目の大敵」と呼び、負債の解消を含む財政改革は重大な課題となった⁵⁾。

天保7年(1836)には藩主が2代相次いで亡くなり、夏には未曾有の大洪水に見舞われた。その復旧と被災者救済には巨額の費用(22万8,800両)を要した。天保8年(1837)には前年の洪水によって凶作・飢饉となり、時あたかも大塩平八郎の変事もあり、各地で百姓一揆が多発した。4月毛利敬親(慶親)公が18歳で家督を継いだ⁶⁾。

天保9年(1838)閏4月藩主は初めてお国入りし、改革の決意を藩内に強く示した。翌5月から改革に着手し児玉資昌を「仕組掛」に、8月には村田清風および香川景長等を「地江戸両仕組掛」とする等思い切った人材登用を開始し、藩政・財政改革と再建のための組織強化に着手した⁷⁾。いわゆる長州藩の

-
- 5) 末松謙澄『修訂防長回天史』柏書房、1967年、72頁。三坂圭治『萩藩の財政と撫育制度』(改訂版) マツノ書店、1977年、(春秋社、1943年)、169頁、173頁。
- 6) 三坂前掲書、169-175頁。林三雄『長州藩の経営管理』文芸社、2001年、66-67頁。拙著『幕末の長州藩 - 西洋兵学と近代化』鳥影社、2019年、12頁、20頁。
- 7) 三坂前掲書、175-176頁。山口県教育会編『村田清風全集 上巻』1961年、26頁。村田清風の経歴は以下の通り。文政2～6年(1819～24)右筆(添役から本役)、文政7～10年(1824～27)地方(国方)手元役、文政10～13年(1827～30; 12/10天保元年)矢倉頭人、文政13年～天保2年(1830～31)手元役・用所役兼担、天保2～3年(1831～32)用談役、天保3年8月病により用談役辞任、天保4～9年(1833～1839)手元役(葛飾邸付当役手元役)、天保10～15年(1840～44; 12/2弘化元年)用談役・手元役(天保13～15年)兼担等を歴任している。河村一郎『萩藩主要役者年表』萩市立博物館、2013年、28-32頁。山口県教育会編前掲書、22-26頁。村田清風が右筆だけでなく江戸方の会計役ともいふべき矢倉頭人も経験していることも注目される。拙著前掲、32～33頁、55頁参照。小山良昌「毛利敬親と藩政改革」高知県立坂本龍馬記念館『<講演録>幕末再考 - 変革への計と践 -』2021年、101-104頁。

「天保の改革」(1838年～1844年)がこれである。当時の藩債は総額9万2千26貫目となり、利息だけでも銀1万2,175貫目を要した⁸⁾。そこで、財政窮乏の実情を諸士に示して士民の協力のもとにさらに徹底した倹約と士民の馳走米増額等により負債の整理に努めた。毛利敬親公による天保の藩政改革は、①藩財政の再建、②文武の振興、③国防(海防、異賊防禦)対策にあった⁹⁾。

村田清風等は藩政・財政改革(「天保の改革」)の重要な手段として会計制度(内部の経営会計制度)を積極的に活用した。そこでは、会計制度改変の前提としてまず、越荷方の規模を拡充し、撫育局(撫育方・越荷方)を所帯方の本勤つまり一般会計から分離独立させ藩主に直属・直裁とした。

当初、撫育方は、宝暦11年(1761)に着手した宝暦檢地による増石からの公租収入を原資として宝暦13年(1763)に創設された。撫育方は所帯方の本勤と称される一般会計に対しその不足を補うという補完的な役割を担った¹⁰⁾。これに対し、今回の改革によって撫育局は藩主直属・直裁のもとに特別事業組織体・特別事業会計として改変され、最終的には藩の危機管理と異賊防禦(海防)という戦略目標を指向することとなる。

そして、藩は今後における各部署の活動の収支計画(収支予算)の大綱を、天保11年(1840)の「物成受払目安」(租税収支目安)として定め、これを各所に提示した。そこには「八万貫目の大敵」と称される膨大な負債を解消するために、当面の収支においていかほどの不足が生じるかを具体的に項目数字(石高・銀高)として示し、いかに節儉が必要であるかを藩士・庶民に周知させようとするものであった。それとともに所帯方は本勤(一般会計)において撫育局に頼ることなく自力改善が求められるようになる。

8) 三坂前掲書、175-176頁。当時の年収(馳走米半知含む)は1万6千465貫、年赤字3千753貫であったので、藩債9万2千26貫目は年収の6倍、年赤字の24.5倍という巨額のものであった。林前掲書67頁参照。

9) 小山前掲論文、101-104頁。

10) 拙稿前掲(「江戸後期萩藩の経営会計制度」)、33-34頁。

ここではとくに8万貫目（この時すでに9万貫目）の藩債務に対する対応（解消）の決意を表明した天保11年の租税収支の目安「御両国御物成受払目安」について次にみておこう。

2 天保11年の租税収支目安（「物成受払目安」）

天保11年（1840）の収支状況（租税収支目安）に関しては「御両国御物成受払目安」（以下、「受払目安」と略称）にうかがうことができる。村田清風（「辛丑改制建議（上）」）、兼重文書や「防長回天史」が、これを取りあげている¹¹⁾。この「目安」は、当面の収支概算ないし計画（予算）大綱のようなものとみてよいであろう。

この目安の策定にあたり、藩の歳入歳出に責任を持つ当職（国家老）毛利房謙等は、村田清風等の建言を参考にして、今後は御蔵入高に対する公租（物成）を以て上方の経費に充て、雑税（小物成）を以て藩地の経費を支弁することとした。すなわち、米高（石高）を中心とする防長総高から末家（支藩）配分高、諸士（知行持の家来等）への給地、（知行持ちでない）士卒への支給高、撫育方受の物成等を控除して藩の蔵入現高を求め、これに基づいて公租、雑税を計算した。そして、これを（米価騰貴に関わりなく）「銀100匁につき2石替えの相場によって銀単（ぎんひとえ）」で計算し、公租銀高（銀単高）を江戸・京都・大阪の費用とし、雑税銀高（銀単高）を藩地の費用と定めた。これにより、江戸方請（江戸方経費）と地方受（じかたうけ、地方経費）との配分（地江戸引分け）に関して、以下のような目安が示された¹²⁾。

11) 村田清風「辛丑改制建議（上）」天保12年、山口県教育会編前掲書、211-221頁。兼重慎一談話（西島剛太郎速記・三坂圭治修訂）『長州藩財政史談』マツノ書店、1976年、131-136頁。末松前掲書、73-74頁。田中誠二『萩藩財政史研究』塙書房、2013年、455-456頁。

12) 三坂前掲書、177頁。末松前掲書、74頁。田中前掲書、276頁。この一般会計（本勘）のうち物成（公租）を中心とする御所務（本所務）を江戸方請（江戸方出費充当）とし、

(1) 蔵入現高の計算と江戸方請・地方受（請）配分

米高（石高）を中心とする物成（公租）に関わる蔵入現高の計算にあたっては、防長総高から支藩領（長府、徳山、岩国）の石高と一門重臣等の知行持（領土持）への石高とを差し引いて、本藩萩藩の蔵入石高が計算される。その際に、荒廢地となった領地から失われた石高は取り除かれる。この時期の長州藩ではその結果得られる石高の4つ成（40%）が藩の公租収入となり、藩の士卒等の俸給や撫育方等の各部署への経費支出に割り振られる。

図表1 天保11年（1840）受払目安における蔵入現高の計算

項 目	米 石
防長総高	895,158
支藩領石高（長府徳山岩国御配置 ¹³⁾ ）	183,022
地方御配置（御家来中並びに寺社下地を以て御配）	205,557
御扶持方御勘渡（同断足輕以下迄浮米御扶持方御切米勘渡）	285,468
御撫育方（御撫育方受）	41,414
没収減入石高 ¹⁴⁾ （没収高の入石高）	7,471
蔵入総高御除高（永否土手代其外寺社庄屋畔頭給等御除高）	26,062
残 而	146,161
御所務と小物成の内訳	銀単
此御所務（江戸方請） 米2万8,518石余（田） 銀870貫目余（畠）	2,295.9貫目
外に小物成（地方受） 米1万3,826石（田） 銀803貫目余（畠）	1,494.3貫目
	米銀合収入 3,790貫目余

小物成（雑税）を地方請（地方出費充当）として区分する財政区分の政策は、「地江戸引分け」と称され、天明4年（1748）に開始された財政システムとされる。田中前掲書、296頁。

13) カッコ内の表現は、『防長回天史』によるもの。末松前掲書、73-74頁。

14) 当時罪科による知行没収や削減、嗣子なく断絶の代わりに養子容認に伴う没祿減祿の場合有功の士が3分の2、撫育局が3分の1を撫育局の資本に組み入れることとした。末松前掲書、26頁。

ここで、物成つまり公租収入に関わる御所務は、江戸方請として江戸方の経費（諸支出）に充当し、小物成つまり雑税収入は地方受（請）として地方の経費諸支出に充当することが示される。

図表2 御所務（江戸方請）と小物成（地方受）

	田方 石	畠方 貫目	銀単
御所務（江戸方請）	米28,518石	銀870貫目	2,295.9貫目
小物成（地方受）	米13,826石	銀803貫目	1,494.3貫目
米銀合収入	米2,117.2貫目	銀1,673貫目	3,790貫目

（銀単：100匁 = 2石、1石 = 0.05貫目）

以上が当時の歳入とその歳出割当ての概算である。基本的には所務の14万石余の4ツ成（40%）はこれを江戸経費に充て、小物成は地方経費に充てる制度であるが、かならずしも歳入は常に歳出と合わないため、不足額の処理（借入）が必要となる¹⁵⁾。

(2) 不足借入・必要経費に対する追加収入と臨時支出・尚不足額の内訳

当然のことながら膨大な藩債を抱え、歳入のみでは全く不足することは藩にとって積年の課題である。このような、江戸方・地方の経費支出に必要な歳入の手当、これ以外の債務返済等や臨時支出に対する手当として士卒・庶民からの馳走米・馳走銀の徴収・追加借入に必要な不足額等が受払目安（収支目安）として示される。その内容について一部項目を入れ替えて示せば以下のようになる。

15) 末松前掲書、74頁。

図表3 天保11年受払目安（収支目安）

項 目		銀高（貫目）
江戸方請	諸役所御遣用、小わり辻定拂	1,861.500
	御臨時地方へ仕出被仰付候故御借銀	434.400
	(此御所務：江戸方経費)	2,295.900
地方受	小わり辻定拂	1,843.500
	御拂不足（雑税取不足借入）	349.200
	(小物成の分：地方経費)	1,494.300
御借銀高（8万5,252貫500目余）：此利且納（元利償却）		6,468.000
外に御家来中旅役勘渡		865.000
三郡百姓困窮二付御仕組入目		900.000
定御臨時銀、諸郡洪水等御臨時銀引当		1,000.000
要支出額		9,233.000
御家来中半知、地下石5升之出米被召上候（馳走米；半知・5升）		5,243.900
地江戸是迄之御儉約		575.400
此分御引当無之、当子歳二御不足（尚不足額）		3,413.700

これより、御所務（物成）と小物成（雑税）に従って、江戸方経費と地方経費の配分がなされる。江戸方2,295貫900目に関しては地方の臨時支出の相当分だけ借銀434貫400目がなされている。これに対し、地方受1,494貫300目については不足分349貫200目について追加借入が必要である¹⁶⁾。さらに、9,233貫目の要支出額に対して、馳走米と地江戸儉約とではまだ3,413貫700目が尚不足することが示される。

次に、現在の借銀高つまり藩債は、8万5,252貫500目余と巨額であり、その元利返済額（元利償却額）たる「利且納」は6,468貫目となり、これ以外に御

16) なお、御所務に関しては、諸役所御遣用についてその都度定払いとともに不足分434貫400目は地方の臨時支払に向けるためにすでに調達済みの借銀額を使用する。この結果地方受について349貫200目の不足借入が必要となる、と解すれば良いであろう。林前掲書、199頁。

家来の旅役、三郡の百姓の救済や諸郡の水害等の臨時支出が必要となる。このために士卒庶民からの半知・5升の馳走米とこれまでの江戸方・地方の儉約だけでは尚不足し、一層の儉約が必要であることが示される。

この天保11年の収支概算「御両国御物成受払目安」は、当時の収支状況を反映して3,413貫目余の借金が必要で、その結果8万5千貫目の藩債（利且納：元利償却）を返済するためには、よほどの「積年の流弊」を改正しなければならぬことを強調したものと解される¹⁷⁾。

この暫定的な収支概算を一応勘定形式で示せば以下ようになる。

図表 4 天保11年暫定的収支概算（目安）

収入項目	銀（貫目）	支出項目	銀高（貫目）
御所務	2,295.9	江戸方請（江戸方経費）	2,295.9
小物成	1,494.3	地方受（地方経費）	1,843.5
雑税不足借入	349.2	藩債元利償却	6,468
半知・5升出米	5,243.9	御家来中旅役勘渡	865
地江戸御儉約	575.4	三郡百姓困窮救済	900
尚不足	3,413.7	諸郡洪水等救済	1,000
収入合計	9,233	支出合計	9,233

蔵入現高の計算に示されている、御扶持方御勘渡（士卒支給高充当分）や御撫育方（⇒御撫育方振替）の物成ならびに没収減入石高（没収減入石渡充当分）の物成が、この収支概算には織り込まれていない。これについての追加計算が必要である。その意味において暫定的な収支概算ということが出来る。

17) 村田清風「流弊改正意見」天保11年7月、山口県教育会編前掲書、169-182頁。兼重前掲書、134-135頁。拙稿前掲（「江戸後期萩藩の経営会計制度」）、44頁。

3 天保11年収支概算（目安）

ところで、長州藩では米高（石高）による物成（公租）に関しては長く4公6民つまり4ッ成（40%）を採用してきた。米高に関する蔵入残高の計算では士卒支給高の基礎となる御扶持方御勘渡、御撫育方への振替高、罪科や跡目相続の不備や病弱等の特定の事情により士卒から没収した石高の受入高（入石高）などが含まれる。これらの4ッ成はそれぞれ担当部署への振替（支出）の基礎となる。これらの項目は先の暫定的な収支概算に含まれていないので、これらの各項目収支を補完する必要がある。そこでまず、蔵入残高項目についてその4ッ成も計算して示せば次のようになる。

図表5 天保11年の蔵入残高計算と公租（4ッ成）金額

項 目	米（石）		
防長総高	895,158		
支藩領石高	183,022		（長府徳山岩国支藩領への配分高）
地方御配置	205,557		（知行持重臣への配分高）
蔵入総高御除高	26,062		< 4ッ成 >
残現高	480,517		192,207
御扶持方御勘渡	285,468	⇒	114,187 （⇒士卒支給高）
御撫育方	41,414		16,566 （⇒撫育方振替）
没収減入石	7,471		2,988 （⇒没収減入石渡）
尚残高	146,164		58,466 （⇒物成残高：江戸方請）

これより、歳入残高のうち御扶持方御勘渡は士卒等支給高に、御撫育方は撫育方渡（振替）に、没収減入石は没収減入石担当部署への振替にそれぞれ関連づけられており、公租収入（4ッ成）のなかから支弁されることとなる。そして、尚残高146,164石の4ッ物成58,466石（銀単にして2,923貫目）は、残りの物成（公租）収入として御所務（江戸方請）に関わるはずであるが、この受払目安では、御所務は28,518石及び870貫目（銀単2,296貫目）とされ、小物成

(地方受)は13,826石及び803貫目(銀単1494貫目)となっており、こちらが採用される。

そこで、御扶持方御勘渡、御撫育方受ならびに没収減入石は、御所務とともに直截に物成に関わる公租収入の内訳と考えられる。小物成は雑税収入として位置づけられる。そして、これらの合計156,531.2石及び1,673貫目銀単にして8,833.6貫目が租税収入として表示されるであろう。地方受の税収不足借入349.2貫目は地方経費に関わるが、ここでは尚不足借入の前に表示する¹⁸⁾。ここでの銀単は100匁 = 2石つまり1石 = 0.05貫目で計算される。

ここで、御扶持方御勘渡、御撫育方受ならびに没収減入石と同一の額が士卒等支給高、御撫育方振替高、没収減入石担当方に支弁されると仮定すれば、上記の収支目安の計算は、勘定形式で示せば次のようになる。

図表 6 天保11年収支概算(目安) - 勘定形式 -

収入項目	米(石)	銀高	銀単	支出項目	米(石)	銀高	銀単
御扶持方勘渡	114,187		5,709	士卒等支給	114,187		5,709
御所務	28,518	870	2,296	御撫育方渡	16,566		828
御撫育方受	16,566		828	没収減入石渡	2,988		149
没収減入石	2,988		149	江戸方経費		2,296	2,296
公租収入	162,259	870	8,983	公租支出	133,741	2,296	8,982
小物成(雑税)	13,826	803	1,494	地方経費		1,844	1,844
租税収入	176,085	1,673	10,477	租税支出	133,741	4,140	10,826
地江戸御儉約		575	575	御家来中旅役勘渡		865	865
馳走(半知・5升)		5,244	5,244	元利償却(利旦納)		6,468	6,468
税収不足借入		349	349	三郡百姓困窮救済		900	900
尚不足借入		3,414	3,414	諸郡洪水等救済		1,000	1,000
収入合計	176,085	11,255	20,059	支出合計	133,741	13,373	20,059

(銀単; 100匁 = 2石、1石 = 0.05貫目)

18) これに関しては、林前掲書、198-199頁も参照。

この天保11年の収支概算「御兩國御物成受払目安」は、当時の収支状況（目安）を反映して8万5千貫目の藩債（利且納：元利償却）を返済するためには、よほどの「積年の流弊」を改正しなければならないことを強調したものと解される¹⁹⁾。そしてこの目安を通じて、天保11年においては、半知馳走だけでは足りず、なお一層の不足借入が必要であることが強調されている。

4 天保11年（1840）収支目安の実質的効果—穂山博士の収支推計—

以上のような収支概算に対し、穂山洋哉博士は上記の参照数字が村田清風の「辛丑改正建議」（天保12年）所収のものがほとんどであり、それは計画数字であり、「八万貫の大敵」を退治するという改革のための作為がないとはいえないとする。

その顕著な例として、以下のような点があげられる。

- ①貢米価格の過小評価。すなわち、収支概算では1石＝銀50匁（＝0.05貫目）で評価しているが、清風文書の「負債談」（天保11年）では60匁評価（1石＝銀60匁＝0.06貫目）がとられている。これより、上記の概算では石高収入の銀換算額が低く評価され、結果的に赤字が過大になるように計算がなされている²⁰⁾。
- ②上記概算には、請紙収支の計算が含まれていないので、これを含めるべきである。
- ③上記概算では、撫育方の振替資金が、所帯方の一般会計に直接含まれていない。これを考慮すれば、撫育金の振替資金の分だけ借入金は実質的に減少するはずである。

19) 村田清風「流弊改正意見」天保11年7月、山口県教育会編前掲書、169-182頁。兼重前掲書、134-135頁。拙稿前掲（「江戸後期萩藩の経営会計制度」）、44頁。

20) 穂山洋哉「萩藩財政収支と経済政策」『社会経済史学』42巻4号（No.42-4）、1977年、1頁。なお、この相違は1両換算レートにおける慶長レートと元禄レートとの相違とも合致する。

④水害救済費1,500貫目、元利償却8,000貫目は、天保期には撫育金によらないで臨時的な所帯方支出とみなされる。

これに加えて、穂山説では以前のように撫育金から一般会計の赤字補填への転用はもはやなされないという前提のもとに、基本的に所帯方と撫育方との統合勘定における収支バランス関係に注意が払われる。穂山博士は、さらに「防長風土注進案」「御根積帳」等各種記帳資料をもとに、最終的に以下のような「所帯方歳出入表」を提示されている²¹⁾。

図表7 所帯方歳出入表 (穂山洋哉博士)

歳入	米	札銀	銀単	歳出	米	札銀	銀単
公租	156,941	777	13,332	浮米・切銭	100,148	186	8,198
雑税		492	492	江戸方経費		3,380	3,380
延米利米追損米	9,826	642	1,428	地方経費		1,728	1,728
				撫育方振替	20,678	69	1,723
				その他旅役銀等	9,416	1,130	1,884
經常収入			15,252	經常支出			16,913
馳走米	100,000	144	8,144	元利償却(利且納)		7,956	7,956
減少石	10,830		866	水害救済等		1,482	1,482
臨時収入			9,010	臨時支出			9,438
半紙売上		2,386	2,386	仕入米銀		1,591	1,591
黒保売上		133	133	運賃		24	24
請紙収入			2,519	請紙支出			1,615
収入合計			26,781	支出合計			27,966
*不足			1,185				

(*銀単=すべて札銀換算、1石=80匁=札銀0.08貫目；穂山洋哉「萩藩財政収支と経済政策」1977年、9頁一部修正。)

21) 穂山前掲論文、9頁。なお、ここでは、延米利米追損米は、個別に表示せず集合して表示している。

この場合に銀高計算については、すべてが「札銀」ベースで再集計されている。そして、石高を銀換算する場合は、札銀のレート（1石=80匁）で計算され「銀単」に札銀とともに表示される。また、正銀（本銀）の札銀への換算には1.23（正銀1貫目=札銀1.23貫目）が適用されている。

穂山説では、経常収入（歳入）は公租・雑税・延米・利米・損米あわせて札銀15,252貫目とされる。これに対し、清風等の「目安」では、歳入現高164,464石は、御扶持方御勘渡285,468石と撫育方41,414石を控除後のものであるため、これを戻して加算すれば491,346石となる。この491,346石の4ッ物成は196,538石（ $=491,346 \times 0.4$ ）であるから、正銀で9,826.9貫目、直接札銀に換算すれば15,723.07貫目（ $=196,538 \times 0.08$ ）となり、近い数字となる。

租税収入から支弁される「士卒等支給高」について、御扶持方御切米勘渡28万5,468石余（同断足軽以下迄浮米御扶持方御切米勘渡）の4ッ成（40%）として11万4,187.2石その札銀に換算して9,134.98貫目となる。これに対し、宝暦4年（宝暦検地増石前）の士卒支給高は89,688石であり、後の嘉永4年の士卒支給高が101,448石であることを考えれば、穂山博士の100,148石・札銀186貫目、銀単8,198貫目は概ね妥当とみられる²²⁾。

穂山説では、その計算において所帯方から撫育方への振替支出が計上される。これは所帯方の公租の中に撫育方関係の公租も含まれているからである。これを清風等の「目安」についてみれば、撫育方の分配分は41,414石であり、歳入高は4ッ物成とすれば、16,565.6石となる。これを正銀に換算すれば828.28貫目、また直接に札銀換算すれば1,325.25貫目となる。これに対し、この計算では田祖13,897石・畠銀68.7貫目（札銀）だけでなく、口米・延米利米

22) 毛利家文庫（政理47）『御所帯根積』宝暦4年（1754）。山口県編『山口県史 史料編 近世3』2001年、957-987頁。萩市史編纂委員会編『萩市史 第一巻』ぎょうせい、1983年、507-514頁。小川前掲書（『転換期の長州藩・・・』）、77-90頁。拙稿前掲（『江戸後期萩藩の経営会計制度』）、26-27頁参照。

834石、士卒馳走米4,373石、地下馳走米1,574石も含まれている²³⁾。

その他の支出に関しては、札銀で旅役銀1,064貫目(1,270貫目ではなく²⁴⁾、「目安」の正銀865貫目×1.23)、御褒美銀5.8貫目、大豆代銀被立下分12.8貫目、その他被立下分23.5貫目、その他24.3貫目でこれらに関する米高が9,416石とされる。その結果、米9,416石、札銀1,130.4貫目、銀単1,883.7貫目となる。その他の支出の半ば以上が旅役銀であるから、「その他旅役銀等」と表示することもできよう。

図表 8 御撫育方引渡分とその他旅役銀等

	天保11-12年(平均)		
	米高 石	札銀 貫目	銀単 貫目
御撫育方御引渡之分	20,678	68.7	1,723
その他旅役銀等			
旅役銀		1,064	1,064
御褒美		5.8	5.8
大豆代銀被立下	} 9,416	12.8	12.8
その他被立下分		23.5	23.5
その他		24.3	
その他旅役銀等計	9,416	1,130.4	1,883.7

(1石=80匁=札銀0.08貫目)(穂山前掲論文、7頁一部修正)

23) また、撫育方請けの新開作分1.8万石、利米銀4.1万石等がここに含まれているとされる。穂山前掲論文、3-5頁。撫育方経費については開作地村吏給料、明倫館手当、下関大坂運送手当、撫育局消耗品、士卒恵与金、寺社修理、寺社寄付、検見落米があげられている。穂山前掲論文、12頁。林前掲書、200頁。撫育方収入には、さらに越荷収入(倉敷料手数料・貸付利息)、事業収入(塩、蠟、藍、石炭、鉄・銅)などがあげられる。また、撫育方支出には前述のような撫育方・越荷・事業経費等の諸経費のほかに、緊急臨時支出として幕府手伝普請費、災害等救恤、藩政復興、非常時所帯方補填などがあげられる。林前掲書、271頁、277-289頁。拙稿前掲(「江戸後期萩藩の経営会計制度」、48-49頁)。

24) 穂山前掲論文、7頁表3参照。

さらに穂山博士にあって、「馳走米」「減少石」「利且納」(元利償却)、「水害救済」は臨時収支項目とされる²⁵⁾。ここで減少石には、藩士の大坂借債務を肩代わりする代償として一時的に預かる「大坂借」減少石2万石前後といわゆる「没収」減少石7,500石とからなり、計10,830石が計上されている。「大坂借」は、のちに「大坂借御悩借方請」として区分計上されるものに相当すると思われる。いずれにせよこの両減少石は臨時的な収入(歳入)であり、とくにこれを渡す部署はここではまだ想定されていないとみられている²⁶⁾。

また、受払目安の利且納(元利償却)6,468貫目は、札銀に換算すれば7,956貫目となる。これは穂山説の「銀単」の金額と一致する。他方で、穂山説では、水害救済に関して三郡百姓困窮救済と諸郡洪水等救済の計1,900貫目(辛丑建議)の札銀換算2,337貫目よりもむしろ清風存意の「戊年(天保9年)から寅年(天保13年)までの5年間ならしの」札銀換算1,482.1貫目の方が適切と考える²⁷⁾。したがって、この収支推計は、天保11年とか天保12年単独の収支というよりも5か年間平均の収支推定計算の性格が強いとみられる。

かくして、「平年ベースでみる限り、当時の藩財政は収支バランスがとれ赤字を出すいわれはなかった、と推定される」のである。所帯方(一般会計)では札銀で1,200貫目(1,185貫目)の赤字であるが、所帯方支出の中には1,700貫

25) 経常と臨時(特別)の区分は損益計算書における当期業績の把握のために有益な観点である。しかし、「利且納」に関する支払利息部分は営業外項目ではあるが経常項目に含まれるし、借入金の元本もその年賦期間内では経常的に返済されることとなる。さらに馳走収入や没収石もこの時期以降いつも恒常的に徴収されており、むしろ経常的な収入となっている。その意味では、経常・臨時(特別)の区分は必ずしも重要とは思われない。

26) 穂山前掲論文、6頁。

27) 穂山前掲論文、8-9頁。「清風存意」において関連する個所としては「地方定拂并御臨時拂之事 一銀千貳百九拾九貫目 但地方定拂米銀戌より寅まで五ヶ年分押し壹ヶ年分石之辻 一千貳百五貫目 同於地方御臨時拂米銀同斷」とあるので、この後者1,205貫目を札銀換算すれば1,482貫目となる。村田清風「清風存意」山口県教育会編前掲書、250頁。

目(1,723貫目：札銀)の撫育方振替金が含まれており、総合的にみれば一般会計・特別事業会計を合わせれば若干の黒字を残し得たと考えられる、と主張された²⁸⁾。

以上からうかがえるように、穂山説では所帯方(本勘、一般会計)と撫育方(特別事業会計)とを峻別するのではなく、むしろ双方を合わせて、当時の長州藩の財政状況(債務状況)がどうであったかを総合的に判断しようとしたと解される。

5 天保11年の収支目安と収支推計

以上の収支推計と対比する形で収支目安(受払目安)を組み替えて示せば以下の表ようになるであろう。前述のように、収支目安の公租収入には御扶持方御勘渡(=士卒支給高)、御所務(=江戸方経費)、御撫育方受(=撫育方振替高)、没収減入石が含まれる。税込不足借入と尚不足高とは「不足借入高」、三郡百姓困窮救済と諸郡洪水等救済とは「水害救済等」として集合表示しておく。

穂山説では没収減入石は臨時収入として別区分で処理されている。しかし没収減入石は、毎年藩士の事情によりある程度発生するものであり、天保11年だけでなくのちの嘉永4年も安政元年も蔵入残現高の内訳として含まれていることから、以下においては公租収入に含めておこう。それとともに、目安ではこの没収減入石はその担当部署に渡す(没収減入石渡)ようになっているが、穂山説ではそのようになっていない。また、収支推計における山代請紙に関する純収入は、従来は雑税収入の重要部分であった。江戸前期にはこの山代紙純収入によって江戸経費に充当するよう企図されたが、その後の江戸方経費の増大により、むしろ小物成として地方(国元)に充当されることとなったようであ

28) 穂山前掲論文12-13頁。

る。したがって、穂山説における請紙純収入は小物成（雑税）に含めておこう（穂山説「没収減入石」・「請紙純収入」→「公租収入」・「雑税収入」）。

図表9 天保11年（1840）収支概算（目安）と収支推計（銀単）

項目	米（石）	銀 高	銀 単	推計銀単
公租収入	162,259	870	8,983	14,198
小物成（雑税）	13,826	803	1,494	2,824
租税収入	176,085	1,673	10,477	17,022
地江戸御儉約		575	575	
馳走（半知・5升）		5,244	5,244	8,144
不足借入		3,763	3,763	1,185
収入合計	176,085	11,255	20,059	26,351
士卒等支給	114,187		5,709	8,198
御撫育方渡	16,566		828	1,723
没収減入石渡	2,988		149	—
江戸方経費		2,296	2,296	3,380
公租支出	133,741	2,296	8,982	13,301
地方経費		1,844	1,844	1,728
租税支出	133,741	4,140	10,826	15,029
御家来中旅役勘渡		865	865	1,884
元利償却（利且納）		6,468	6,468	7,956
水害救済等		1,900	1,900	1,482
支出合計	133,741	13,373	20,059	26,351

（天保11年目安銀単：1石=0.05貫目、推計銀単：1石=0.08貫目）

このような目安（および推計）に関して、実際の元利償却額（利且納）は天保9年に4,840貫目、天保10年に4,941.4貫目、天保11年に1,932.1貫目、天保12年に17,616.5貫目、天保13年に4,426貫目で計33,756貫目を支出したとされる。目安における6,468貫目は、天保11年の実際支出額ではなく、むしろ天保9年

(戊) から天保13年(寅)までの「ならし数字」の性格を持つ、いわば事前における平均的な数値である²⁹⁾。

その意味では、「目安」の収支は、数か年の平均数値をむしろ提示しているとみてよいであろう。それはいわば数か年の収支計画を平均化して毎年の大綱予算として作成・提示するものとみることでもできよう。そしてこの収支計画大綱(「目安」)において、士卒庶民からの半知馳走だけでは足りず、なお一層の不足借入が必要であることが強調されているのである。

他方、穂山博士の収支推計は、天保12年の現実的な数値として各種データから推計されている。しかし、そこにも目安と同様の数値も使用されているし、例えば天保12年の元利償却(利且納)は17,616.5貫目であったことは織り込まれていない。それとともに、目安が天保11年の収支で、推計が天保12年の収支としてとらえるよりも、むしろ天保11年の収支目安(収支計画大綱ないし予算大綱)に対する現実的・実際的かつ実質的収支の推計としてとらえることも可能である。したがって、ここではむしろ天保11年の実際的な札銀レートを反映するような実際的な収支推計として扱っている。

6 会計制度の変容

(1) 越荷方の拡充と撫育方の分離独立

天保11年(1840)の藩政改革の一環として村田清風等は、順調な越荷事業をさらに規模を拡充し、専任の越荷方・検使役・本締役を任命した。これまで特別会計を中心に行われてきた修補制度は藩士の負担(馳走米等)軽減、宝蔵金の増加等を目的とし、藩内の士卒庶民の貸借利殖の手段にとどまり、結果的に富む者は益々富み、貧者・農民は益々困窮し、結果的にその意図に反して国(藩)の富の増加につながらなかった。このことから村田清風等はこの修補制

29) 田中前掲書、375-376頁、393-394頁。

度（仕法）を差し止め、以下のような方策により、藩外との取引とくに越荷方による国富の増加を目指した³⁰⁾。

- ①下関八幡方役所に越荷方を兼帯させる。四国九州を始め奥羽北国まで越荷の米穀や綿等の質物ついて詳細に取り決め貸銀を行えば、その利息で藩内を富ませることができる³¹⁾。
- ②八幡方ならびに越荷方頭人に対し検使兼帯を命じ、一番手、二番手詰め（担当）を決めて交代制とし、直詰めを禁止した³²⁾。
- ③所帯方衆と撫育方衆とは年一度は棚卸しを行い、勘定（会計）を極めて厳重にし、もし不正（仕法崩れ）・不適切な行いがあるときは厳罰に処する。
- ④撫育方銀と所帯方銀とが混雑しないよう帳簿や錢箱等を厳密に区別する。も

30) 三坂前掲書（『萩藩の財政・・・』）、148-149頁。田中彰『幕末の藩政改革』塙書房、1965年、171-172頁。時山弥八編著『増補訂正もりのしげり』赤間閣書房、1969年、308-309頁。これに関しては、村田清風「流弊改正に関する意見」山口県教育会編『村田清風全集 上巻』1961年、175-176頁。また、慶応元年にはさらに権限を拡張した。桂小五郎や高杉晋作も越荷方を兼任している。三坂圭治『山口県の歴史』、山川出版社、200頁。村田清風は地方御所帯方への「流弊改正に関する意見」の文中において次のように述べている（一部抜粋）。「(前文略)・・・此御仕法被差止下関八幡方役所越荷方兼帯被仰付四国九州を始奥羽北国より之越荷之米穀其外ほか又は綿等大立之物何千石より百石五拾石まで之質物取極貸銀被仰付候ハ、之利息を以御国中を御肥養被仰付候理りに相当御富国之術にも相当可申哉左候ハ、八幡方拵越荷方頭人え検使兼帯被仰付一番手若は二番手詰めに交代被仰付右詰中御役勤振嚴重にて御利息も積もり相備候ハ、交代の節は・・・(以下略)・・・」山口県教育会編前掲書、175-176頁。田中彰前掲書、154-155頁、171-172頁。三坂前掲書（『萩藩の財政・・・』）、148-149頁。末松前掲書、32-34頁、75-76頁。

31) 八幡方は密貿易監視役で八幡改方、抜買改方とも呼ばれる。下関の越荷方は八幡方の建議により設けられたという経緯がある。越荷方の具体的な活動に関しては、村田峯次郎『防長近世史談』大小社、1927年、225-227頁。拙稿前掲（『江戸後期萩藩の経営会計制度』）、39-41頁参照。

32) そして、以下のような点も指示している。この詰め中の御役勤め振りが嚴重で利息も蓄積できる場合は交代の折には、平常の心付け銀の外に利息からご褒美を与え、よろしき御役への就任等仰せつけければ励みにもなる。採用人事は篤実貞心で利勘の野取のよろしい者を推挙することが重要である。信頼でき相応の才能のある者であっても後年には不正を行い（仕法を崩し）かねないので直詰めは行わない。山口県教育会編前掲書、176頁。

し融通のために役所内で金銀取り交わしたりするとたちまち不正になりかねない。不正乱脈を生じたときは頭人役人嚴重に対処すべきである。

かくして、撫育方は所帯方から分離独立し、藩主直轄・直裁となった。これに伴い、天保11年の会計制度において所帯方の一般会計と撫育方の会計との峻別が図られるようになった。他方で、歳入（税収）は所帯方の管轄であるためか撫育方に関する歳入徴収も併わせてなされ、その上で撫育方の持分について振り替えられる。馳走米についても撫育方の持分が算定されるが、これに関しては撫育方に振り替えられることもあれば、撫育方に振り替えずに藩債の償却にあてることもあった³³⁾。

(2) 特別会計（修補制度）と特別事業会計（撫育局会計）

各部署の特別会計はおもに修甫制度（修補制度）として行われる。各部署の特別会計は、むしろ半知馳走・地下馳走によって士卒・庶民から徴収し蓄えた資金を各役所は休眠させることなく、馳走に苦しむ士卒等に貸与するという面もあった。この諸役所による蓄積からの借銀が、無利元居であり、これが藩債のいわば3分の1以上（35.7%）を占めるという弊害を生んでいる。このような諸役所からの無利元居による悪循環に対する解決のためにその修甫制度の禁止が企図された。

他方、所帯方と撫育方との共同出資による越荷方や撫育方の会計（撫育局の会計）はいわば営利的な事業として行われる会計である。これを上記の特別会計と区別するとすれば、特別活動会計ないし特別事業会計として位置づけることができるであろう³⁴⁾。

33) 田中前掲書、397頁、399頁、401頁。

34) 修補制度は藩士の負担（馳走米等）軽減、（各役所の）宝蔵金の増加等を目的とし、藩内の士卒庶民の貸借利殖の手段にとどまり、結果的に富む者は益々富み、貧者・農民は益々困窮し、藩内での富の偏重をもたらすだけである。それは結果的に所期の意図に反して国（藩）の富の増加につながらない。（越荷方のような）藩外への貸出利息・物品

(3) 地方・江戸方引分け

また、一般会計（本勘）において物成（公租）を中心とする御所務（本所務）を江戸方請とし、小物成（雑税）を地方受（請）として区分する財政区分政策つまり「地江戸引分け」策が採用されることも大きな特徴としてあげられる³⁵⁾。これに対し、例えば、検地増石前の宝暦4年の収支概算（根積、予算）では、次に示すように、基本的には江戸、京都・大坂、国元といったように地域別の支出が把握表示されていた。これに対し、天保11年の収支概算（目安）では江戸方の行相府（当役以下の役職担当者）と地方の国相府（当職以下の役職担当者）というような行政担当区分による収支とくに支出の計画（予算）配分がなされるようになったとみられる³⁶⁾。

（産物）販売こそが国の富を増加させることとなる。村田清風「流弊改正に関する意見」山口県教育会編前掲書、175-176頁。田中彰前掲書、154-155頁、171-172頁。拙稿前掲（「江戸後期萩藩の経営会計制度」）、38-41頁、71頁注73）。三坂前掲書、148-149頁。三坂圭治『山口県の歴史』山川出版社、1971年、200頁。時山前掲書、308-309頁。末松前掲書、32-34頁、75-76頁。修補制度としての特別会計の改革は藩政府中央の諸役所についてはうまくいったようであるが、藩内各地の郡役所等ではかえって増加している。田中彰前掲書、154-155頁。

- 35) 田中誠二博士は、近世後期萩藩の財政システムとして次の3つをあげられている。一つは、借銀返済を専管する借銀方を一般会計と切り離して設置し、士卒地下馳走米を請けとして借銀返済に充当する。2つ目が撫育方を一般会計から切り離して藩主直裁とした。そして3つ目がこの地江戸引分けであるとされる。田中前掲書、277頁、288-296頁。
- 36) これはあたかも現代のセグメント会計における産業別・地域別分類基準からビジネス（戦略経営管理）別区分基準への変更と相応するようと思われる。

図表10 宝暦4年(1754)収支概算(根積)

項目	宝暦4年銀単	備考 ³⁷⁾
公租収入	7,411	①江戸経費 = 江戸年間経費2,393 - 公儀御遣用銀等584 = 1,809貫目 ②京坂経費 = 京・大坂年間経費10,762 - 大坂借銀借戻分4,429 = 6,333貫目 ③国元経費 = {大坂運送米代銀 - 大坂定運送米 + 救米方差引残額(札) + 国元借銀借戻分(正、札) + 諸郡新古入替米等借戻分 - 国元年間経費(正、札)} = 3,420貫目 ④一般経常費(共通費) = {諸郡払米、米方・救米方払米、上方用聞及び寺院等下米(京大坂用米)、国元用聞等心付米、中間当分雇等扶持米、城方諸役所仕渡米、足輕以下江戸・京大坂・長崎番手心付米、諸郡置粕米、公儀遣用札・古札銀引替米(札座引替米)} = 3,827貫目
雑税収入	4,814	
租税収入等計	12,225	
士卒等支給	4,484	
江戸経費	1,809	
京坂経費	6,333	
国元経費	3,420	
租税支出計	16,046	
一般経常費	3,827	
支出合計	19,873	
収支差額	-7,648	
半知・4升出米	4,943	
尚不足	2,705	

江戸前期には、前述のように、当初は山代の銀高純収入を江戸の経費に充当するという特別会計(紐づけ会計)が企図されたが、江戸方経費の増大はそれだけでは済まなくなり、この時代には「本所務」として物成(公租税収)の部分を江戸方に、雑税収入の部分を地方に使用するようになった。

(4) 藩債償却と異賊防禦：村田清風等の戦略目標

村田清風の「御仕組大目途」に従えば、9万2,026貫目の藩債の内訳は、下記のように無利元居32,842貫950目、元居利払22,849貫500目、年賦借29,178貫990目、そして当用借7,154貫600目であったとされる³⁸⁾。

37) ③国元経費、④一般経常費の銀単明細はここでは省略する。これに関しては、拙稿前掲(「江戸後期萩藩の経営会計制度」、26-27頁参照)。

38) 村田清風「御仕組大目途」中「戌の御借銀」山口県教育会編前掲書、142-143頁。

図表11 天保11年の藩債の内訳と関連部署等

種類	銀（貫目）	但書（関連部署等）	割合	
無利元居	32,842.95	札坐（座）、御惱借方、御撫育方、入石銀・頼母子銀・御納戸銀等	35.7%	
元居利払	22,849.50	寺社・諸役所・諸組修甫・市中諸郡永納等	24.8%	
年賦借	29,178.99	市中諸郡借上・寛政御囲郡方米詰戻借・大坂御用達借・江戸三谷借・馬喰町借等	31.7%	利且納 39.5%
当用借	7,154.60	江戸大坂当用借、御惱借方渡其外利且納	7.8%	

ここで「当用借」は借入期間が短く金額的にも相対的に少ない。「年賦借」は返済期間が長く利率も低いと考えられる。他方、「元居利払」は元本返済を行わないで利息のみ支払う。それはいわば身内からの借用（内借）として、利率はある程度説得すれば低く押さえられるし期限の延期もできたと思われる³⁹⁾。

これより元本と利息をともに返済・償却する利且納は年賦借と当用借の計36,333.59貫目（約36,334貫目）となる。先の「目安」では元利返済（元利償却）つまり「利且納」は天保9年に12,175万貫目の予定とされた⁴⁰⁾。しかし、「利且納」（元利償却）額は、天保9年に4,840貫目、天保10年に4,941.4貫目、天保11年に1,932.1貫目、天保12年に17,616.5貫目、天保13年に4,426貫目で計33,756貫目を支払っている。これにより天保13年（1842）には約3万貫目を償

39) これは札座、御惱借方、撫育方、御納戸方、各組、郡方等の各役所や頼母子講からの借銀である。札座は金札を扱う役所で、元札をそろえるために貯えた手元資金を金札の交換にあてるまでこれを有効に運転して幾分の利を得ることにしていた。御惱借方は、家臣の借銀を藩政府の手で世話する役所であり、減少借や引米借等の事務の他、その間に遊んでいる資金を貸し出し意外に大きな資金を貯えていた。頼母子講なども遊んでいる資金を有効に貸し出し、寺社方・諸役所や家臣の各組方で修甫・互助目的で貯えた資金や、郡役所等に納められた資金等を遊ばせることなく有効に低利で貸し出していた。兼重前掲書、138-140頁。

40) 田中前掲書、383頁、395頁、398頁。

却したということである⁴¹⁾。天保12年の支払額17,617貫目は当初の予定額12,175貫目をはるかに超過して返済している。この資金はどのようにして調達されたのであろうか。

総体的にみれば先の天保9年(戌)から天保13年(寅)までの債務返済に関しては非常にきめ細かい処理の検討が行われたようである⁴²⁾。利且納銀の一部は江戸方にも負担させる。各所の節約を借銀返済に回す。江戸から家来貸付銀利息を借銀返済に回す。藩札立て直しのために、正銀を札銀と取替える。巨額の元居利払分に関わる例えば諸役所の修甫銀・休銀でもって利息の高い借銀を返済する。同様にそのような資金等で大坂当用借・年賦借等を繰上返済する。撫育方の馳走米を振り替えずに借銀返済に充てる。借銀の利下げ(3%～2%)、年賦化による年延べを行う。各種引当銀を借銀返済に充てる等、実にさまざまの方策が細部にわたって検討され実行に移されたようである⁴³⁾。

このように、「元利償却」(利且納)はいわば、村田清風等が意図した「八万貫目の大敵」の中核である外部貸主への藩債の償却のためのものである。村田清風等にとって天保11年(1840)の取支概算(「御両国御物成受払目安」)は、これによって藩債を返済・償却するとともに各役所のスリム化(特別会計たる「修甫銀・御惱銀」の改善・弊害除去)と、それによって士卒・庶民の馳走の軽減(10石懸り、3升懸り)を図り、そして武備の緩みを引き締めて迫り来る海防危機のための「異賊防禦」を行うというのが改革の大筋であった⁴⁴⁾。

41) 田中前掲書、375-376頁、393-394頁、451頁。

42) 田中誠二博士は村田清風の債務処理過程について、「辛丑改正建議下」中「当子年御返済方え出立覚」と「公内借捌草案」中「御借銀捌大野取」の天保13年借銀返済計画書とに基づいて詳細に検討されている。村田清風「辛丑改正建議下」中「当子年御返済方え出立覚」、「公内借捌草案」中「御借銀捌大野取」山口教育会編前掲書、224-226頁、273-276頁。田中前掲書、399-407頁。

43) 田中前掲書、397頁、399頁、401頁。撫育方・御惱借方・大御納戸方・御厩方・札座などの役所は多くの蓄えを持っており、しかもその蓄えを「修甫銀」と称して所帯方・家中・地下に貸し付けて利潤をあげていた。また御納戸方の藩主・係累に関する御納戸銀も同様であった。田中前掲書、385頁。

44) 田中前掲書、383頁、298-399頁。

(5) 藩札の増大

長州藩では延宝5年(1677)7月、幕府の許可にともなって藩札を発行し、10月から通用を始めた。後宝暦4年重就公の時に、新藩札(宝暦札)を発行し旧藩札と交換している。宝暦4年(1754)の会計では正銀と札銀とを区別して計算報告している⁴⁵⁾。藩札は次第に多く使用されるようになり、収支報告とくに銀高計算において銀単が導入されるようになる。

清風等の目安においては、先の宝暦期の会計と同様、正銀と札銀との区別はそれほど明確になされていない。これに対し、穂山説のように藩内各所からの積み上げ計算では、むしろ札銀の占める割合が大きくなり、銀単が銀高計算において重要視される。しかも、明治期にはこの藩札はむしろ藩の負債として重要な影響を及ぼすこととなる。このように銀高計算においてはとくに正銀に加えて札銀・銀単計算の導入が大きな変容の一つといえることができるであろう。

7 その後の状況

このように天保11年(1840)における積極財政政策への転換と撫育制度の確立(分離独立)により、藩の財政および事業活動を本勘(一般会計)と撫育局会計(特別事業会計)にわけて処理するようになった。

従前は本勘が著しく窮乏し藩士が疲弊するような事態の時は撫育方の貯蔵銀(宝蔵銀)を本勘(一般会計)に流用したが、撫育金は本勘に流用することは極力控え、本勘の負債はできる限り本勘の中で解決(解消)するよう周知徹底が図られた。

かくて、上下心を合わせての苦心と米価の騰貴(銀100匁で米2石買えたのが、1石1~2斗しか買えなくなり、米価約1.67倍上昇)も手伝い、天保13年

45) 毛利家文庫(政理47)『御所帯根積』宝暦4年(1754)。山口県編『山口県史 史料編 近世3』2001年、957-987頁。萩市史編纂委員会編『萩市史 第一巻』ぎょうせい、1983年、507-514頁。小川前掲書(『転換期長州藩・・・』)、77-90頁。林前掲書、197頁。拙稿前掲(『江戸後期萩藩の経営会計制度』)、22-28頁。

(1842)には負債3万貫目を償却した⁴⁶⁾。

翌天保14年(1843)には公内借37カ年皆済仕法を断行して、藩からの借入はすべて37年賦とし、年3%の利息支払いをもって37年後に元利完済とした。私債もまた藩が肩代わりし年2%の利息を支払えば37年後に元利完済とした。しかし、村田清風のこの改革は藩と家臣団に貸し付けていた商人達の大きな反感を買った⁴⁷⁾。その後、坪井九右衛門等保守派により、緩和策がとられたが、逆に債務増加となり、再び村田等の改革派の路線に復帰した。これにより弘化3年(1846)には村田清風らの尽力により本勤における「八万貫目の大敵」(最高時9万2,000貫目)もその範囲内で過半を返済し得たとされる⁴⁸⁾。

藩の重要目標である異賊防禦(海防対策)に関しては、すでに文化14年(1817)に村田清風らによって大筒(200目、300目、500目玉筒)・鉄砲(10匁筒)を前面に配し、その発砲後に弓馬刀槍等の部隊が攻撃するという新たな銃陣が考案され、「神器陣」と名づけられた。この神器陣操練は、毎年城下の菊ヶ浜において操練が行われていた。天保10年以降、藩の砲術家による砲術演習が度々行われた。天保11年以降は大型大砲(台場砲・要塞砲)による砲術演習が中心となった。天保12年には江戸徳丸原で高島秋帆による西洋銃陣の操練がおこなわれ、白砲・忽砲・野戦砲・ゲバール銃等が使用された。藩は、砲術家を長崎に派遣し高島流や西洋兵学を学ばせた。天保13年には陣地砲(台場砲)による砲術演習が藩公参観のもとに行われ、以後演習諸経費は藩の負担となった。天保14年には、萩近郊の羽賀台に藩兵35,000人馬135頭を集結し、神器陣の大規模演習を行った。天保14年から弘化4年(1847)にかけて100門以

46) 三坂前掲書(『萩藩の財政・・・』)177-179頁。田中彰前掲書、130頁。富成博『江戸と幕末-意外に知らない素朴な疑問』新人物往来社、2012年、207頁。

47) 末松前掲書、76頁。田中(誠)前掲書、184頁。

48) かくて天保13年に3万貫目を償却し、翌年から公内借37カ年皆済仕法により負債償還の拍車がかかったと思われる。途中、公内借擱により5,000貫目の起債を要したが、その後、改革を強化したので、過半の整理も可能であったと思われる。三坂前掲書(『萩藩の財政・・・』)、178頁。

上の大砲が萩の鑄造所で製造された⁴⁹⁾。

8 弘化期の財政改革

天保15年(1844;12月より弘化元年)4月には慣例に従い役職交替となり改革派・緊縮財政派(節儉派)の村田清風に替って、保守派・財政緩和派(負担緩和派)の坪井九右衛門正裕が右筆役となった。そして、11月には公内借捌が実施された。これは37年賦を廃止して藩からの公的借入を帳消しするとともに、町人などからの民間借入は藩が代払いし、借金のない者には100石につき銀1貫目を与えるなどの措置がなされた⁵⁰⁾。

これはすなわち家臣の「公借」(藩からの借入)は破棄し、「内借」(町人等からの民間借入)は藩が肩代わりして貸主(銀主)に払い、「無借」の者に対しては報奨金を下付すること等を中心とするものである。この措置は当然のことながら藩士にも商人にも歓迎され好評であった。

その本来の趣旨は、商人に迷惑をかけずに藩士の借金を無くし藩士の負担を軽くして外敵に備えて武芸に励むようにすることであった。しかし、その意図とは異なり、窮迫を免れ再び奢侈に陥り、風紀も緩み、再び借金を重ねる者なども出て負債が再び増加した。翌弘化2年には藩は利息年5朱・10年賦による元利返済条件での借入3,000貫目、月別5朱の利息・10年賦で2,000貫目、計5,000貫目の新債を大坂で起こさねばならなかった⁵¹⁾。

このように藩は大金を払い、商人は非常に喜んだが、一気に財政が逼迫し

49) 拙著前掲、21-29頁、57頁。このうち陣地砲萩野流一貫目玉青銅砲24門、5貫目玉青銅砲1門、神器陣天山流周発台用600目玉筒15門(銅製5、鉄製10)、500目筒15門(銅6、鉄9)、神器陣森重流砲台用300目玉筒17門(銅7、鉄10)、200目玉筒18門(銅7、鉄11)、西洋式臼砲7門・忽砲8門等であった。同書57頁。

50) 公内借捌は公借と内借とを利下げ年延べするものであり、以前から行われていたが、この時の措置が最も極端なものとして位置づけられる。田中前掲書、450頁。

51) 末松前掲書、61頁。田中彰前掲書、184頁。

た。弘化2年には前述のように5,000貫目の起債を要し、結果的に失敗に終わった。

弘化3年(1846)8月に藩は当職を益田元宣に戻して改革の再強化を図ることになった。そして、弘化3年末には本勘における9万2,000貫目の負債もその範囲内で過半を返済し得たとされる。弘化4年(1847)9月には当役を浦鞆負とし、12月に坪井正裕を履免し即時帰国謹慎を命じた。坪井の後は同じ保守派の椋梨藤太が務めた⁵²⁾。

図表12 天保・弘化期における藩政・財政活動⁵³⁾

和暦(西暦)	藩債	備考
天保2年(1831)	70,294.8貫目	農民一揆多発
天保3年(1832)	81,555.3貫目	村田清風等「八万貫目の大敵」
天保4年(1833)	80,825貫目	身内「元居借」(元本凍結)多額
天保7年(1836)	80,006貫目	藩主二代逝去、夏大洪水、巨額費用22万8,800両
天保8年(1837)	90,092貫目	凶作飢饉、大塩の変、一揆多発、敬親公継承
天保9年(1838)	92,026貫目	財政改革に着手；元利返済(利且納)4,840貫目
天保10年(1839)	87,184.6貫目	返済4,941.4貫目
天保11年(1840)	85,252.5貫目	返済1,932.1貫目
天保12年(1841)	67,636貫目	返済17,616.5貫目
天保13年(1842)	63,210貫目	返済4,426貫目、3万貫目を償却
天保14年(1843)	51,403貫目	公内借捌(正銀1貫目・年30匁、37年皆済)
弘化元年(1844)	64,721貫目	保守政権、年賦廃止、公借取消内借肩代等実施
弘化2年(1845)	63,794貫目	財政悪化、5,000貫目の新債
弘化3年(1846)	63,242.5貫目	当職交代、改革再強化
弘化4年(1847)	62,765.3貫目	12月坪井履免・椋梨政務役

52) 三坂前掲書(『萩藩の財政・・・』)、179頁。この頃から、村田清風・周布政之助(この頃、藏元検使暫役)は改革派、坪井正裕・椋梨藤太等は保守派として位置づけられ、両派は互いに対立・交替しながら政務を担当していくこととなる。林前掲書、69-71頁。三坂前掲書(『萩藩の財政・・・』)、179頁。

53) 林前掲書、304-305頁。田中前掲書、265-266頁、375-376頁。

Ⅱ 嘉永期の収支概算

1 嘉永期ペリ－来航前の長州藩－嘉永元年～5年－

嘉永元年（1848）9月村田清風は益田玄蕃（越中元宣）等とともに明倫館の再興担当に任じられたが、同年10月末に病（中風）に倒れた。嘉永2年2月に藩校明倫館が再造拡張された。嘉永3年には、瀬戸内海の要地に巨砲を備え、防州海岸（瀬戸内海側）の防備を強化し、技術向上のため各地で演習した。これを弘化2年から嘉永2年までの状況と比較すれば、弘化2年から嘉永2年では警備の士卒2万5,000余人、大砲487門、小銃9,500余挺であったのに対し、嘉永3年には警備の士卒3万3,970余人、大砲558門、小銃1万1,569挺となり、士卒数、大砲、小銃はかなり増加した⁵⁴⁾。

嘉永3年には大洪水に見舞われ、前後2回にわたって3,500貫目新借するとともに、同年の半知にあたっては、特に撫育金の貯銀を出して士卒の負担を軽減せしめた⁵⁵⁾。

嘉永4年（1851）藩は武術・兵学修業のため諸藩士を関東・九州等各地に派遣し、7月には武術修業だけでなく文学講究も奨励し、藩外遊学を奨励した⁵⁶⁾。嘉永5年（1852）9月11日には練兵館斎藤新太郎が再び萩を訪れ、藩は河野右衛門等5人を公費留学生として派遣し、これとは別に桂小五郎と井上壮

54) 小川亜弥子『幕末期長州藩洋学史の研究』思文閣出版、1998年、33頁。末松前掲書、86頁、89頁。拙著前掲、40-51頁。

55) 三坂前掲書（『萩藩の財政・・・』）179-180頁。

56) 吉田松陰は軍学（兵学）研究のため関東修行を命じられた。村田清風は、松陰に書（「不達砲技勿以論兵 不通孫呉勿以譚砲」）を贈り、砲術と兵学の研鑽を強く督励した。また、文学研究のため穴戸恒太・中村百合蔵・小田村伊之助（のちの楯取素彦）等は関東修業を認められた。村田清風「年譜」（嘉永四年二月一三日）。山口県教育会編纂『村田清風全集上巻』山口県教育会、1961年、38頁。萩市史編纂委員会編『萩市史 第1巻』ぎょうせい、1983年、908-909頁。末松前掲書、69頁。拙著前掲、53頁。

太郎を3か年の自費留学として認めた⁵⁷⁾。これらの施策(支出)の多くは撫育金によるものとみられる。

図表13 嘉永期における藩政・財政活動⁵⁸⁾

和暦(西暦)	藩債	備考
嘉永元年(1848) 嘉永3年(1850)	58,579.8貫目 —	13石馳走、大坂城手伝普請 防長大洪水、前後2回3,500貫目新借、半知、 撫育方拠出 ⁵⁹⁾
嘉永4年(1851) 嘉永6年(1853)	60,000貫目 —	18石懸り 18石懸り、洪水等、江戸城西之丸助役、ペリー 来航、大森・相州警衛
嘉永7・安政元年	—	15石懸り、ペリー再来航・相州警衛

2 嘉永4年(1851)の租税収支目安(「物成受払目安」)

天保11年(1840)の収支目安である「御両国御物成受払目安」は、天保改革の基本的な収支計画(予算)大綱として呈示された。これにより村田清風等の改革派は、藩政・財政改革の一重要手段として所帯方の本勘(一般会計)と撫育局の特別事業会計との分離・確立を図るとともに、その後の長州藩全体の維持・発展の基盤を固めた。

10年後の嘉永4年(1851)にこの目安が改正された。この改正記録は、以下のような益田家文書「嘉永4年改御石高・御配差引之覚」・「御所務米銀請払差引」に見いだすことができる⁶⁰⁾。また、「御所務米銀請払差引」に関する収支概

57) 木戸公傳記編纂所(代表者妻木忠太)『松菊木戸公伝 上・下』明治書院、1927年、年譜5頁、本文16-18頁。村松剛『醒めた炎-木戸孝允(上)』中央公論社、1987年、24-26頁。

58) 林前掲書、304-307頁。田中前掲書、404頁、451頁。

59) 三坂前掲書(『萩藩の財政・・・』)、179頁、180頁。

60) 田中前掲書、457頁。益田家文書「嘉永4年改御石高・御配差引之覚」「御所務米銀請払差引」

算（根積）は、松原家文書「嘉永4年改御所帯根積」にもみられる⁶¹⁾。

- (1) 「嘉永4年改御石高・御配差引之覚」－物成・江戸方請の概算（目安）－
「嘉永4年改御石高・御配差引之覚」では、防長総高から蔵入現高を算定し、4ツ成（主税収、公租）による江戸方請の分の見積が示される⁶²⁾。

図表14 嘉永4年（1851）「改正石高・配高覚」（蔵入現高の計算）

項 目	石 高
防長総高	895,882.696
支藩領石高（長府徳山岩国御配置）	183,022.000
地方御配置（御家来中并寺社下地を以て御配）	200,037.665
蔵入総高御除高（永否 ⁶³⁾ 土手代其外寺社庄屋畔頭給等御除高）	53,637.359
残現高	459,185.6706
内	
御扶持方御切米勘渡（同断足輕以下迄浮米御扶持方御切米勘渡）	267,640.4816
御撫育方へ（御撫育方受）	40,162.4300
没収減入石勘文方請之分（没収減少の入石高）	9,052.8193
大坂借二付減少石御惱借方請之分	21,270.2886
尚残江戸方請之分	121,059.6512

この計算を天保11年の目安と比較して示せば以下のようなになる（小数点第2位まで表示）。

61) 次の資料には上の益田文書とほぼ同様の項目・金額が含まれている。松原家文書「嘉永4年改御所帯根積」山口県編『山口県史 資料編 近世7』2014年、288-292頁。

62) 田中前掲書、457頁。

63) 永否は、永く荒地となっていた土地等を指す。

図表15 嘉永4年蔵入現高・物成(4ツ成)計算(天保11年比較)

項目/米 石	嘉永4年(1851)	天保11年(1840)
防長総高	895,882.69	895,158
支藩領石高	183,022.00	183,022
地方御配置	200,037.66	205,557
蔵入総高御除高	53,637.35	26,062
残現高	459,185.67	480,517
御扶持方御勘渡	267,640.48	285,468
御撫育方	40,162.43	41,414
没収減入石高*	9,052.81	7,471
大坂借御悩借方請	21,270.28	
尚残 江戸方請之分(石高)	121,059.65	146,164



4ツ成	嘉永4年(1851)	天保11年(1840)
残現高	183,674.3	192,207
御扶持方御勘渡	107,056.19	114,187
御撫育方	16,064.97	16,566
没収減入石高*	3,621.12	2,988
大坂借御悩借方請	8,508.11	
尚残 江戸方請之分(石高)	48,423.86	58,466

これより、嘉永4年の防長総高は天保11年のそれと大きな差がないことが解る。「尚残江戸方請之分(石高)」に関しては、嘉永4年には前年の大洪水等により荒廢地が倍増して蔵入総高御除高が増加し⁶⁴⁾、これと「大坂借御悩借方請」の分が「尚残」高の減少に大きく影響している。

(2) 「御所務米銀請払差引」 - 基本収支と江戸方請・地方請予算(根積) -

嘉永4年改正「御所務米銀請払差引」には、租税収入(現米銀合)、御所務

64) 三坂前掲書(『萩藩の財政・・・』)、179-180頁。田中前掲書、456頁。兼重談前掲書、197頁。

(江戸方請)と地方請の米高・銀高に関して記載されている。これより、改正「御所務米銀請払差引」の収支を一覧表示すれば、次のように示される⁶⁵⁾。

図表16 嘉永4年改正「御所務米銀請払差引」(収支概算)

項 目	米高(石)	銀高(貫目)
田畠御物成諸浮役其外之分	154,914.22	1,072.15
御紙御売上り銀・酒場和市違銀・櫛板場御運上銀其外 数廉小物成請之分(御紙酒櫛運上銀)	14,188	703
現米銀合(租税収入)	<u>169,102.22</u>	<u>1775.38</u>
御家来中拵寺社家其外浮米御配之分(士卒支給高)	101,447.97	171.21
御撫育方御引渡之分	17,131.73	49.06
没収減入石之内御加恩残り拵三ヶ壹方御引除にして御 返済方勘文方江渡方之分(没収石勘文渡)	3,621.12	
大坂借ニ付減少石御惱借方江同斷(大坂借御惱方渡)	8,508.11	
江戸方請御所務御表を始上々様方御仕渡其外於(江戸 方請)	5,933.15	1,794.67
諸郡より上納之鶴雁其外数廉上納物々江対代米銀被立 下分(諸郡上納代物々御立用)	67.35	49.65
御国中検見落・破難船舍り米等御引当(検見落等御引当)	4,000	
支出合計	<u>140,709.45</u>	<u>2064.60</u>
残米銀(1石=0.05貫目)	28,392.77	-289.22
($28,392.77 \times 0.05 - 289.22 =$)		1130.41
外ニ足輕以下旅役銀御引当トとして御返済方より請方 之分(足輕以下旅役銀引当返済方請)		40.0
此銀小物成与相唱地方請にして諸悉皆御払引当仰付候 事(地方請)(内 282.604貫目余は御臨時4分の1)		<u>1170.41</u>

(残米銀：1石=0.05貫目銀単計算)

65) 田中前掲書、457頁。なお、松原家文書では先に石高の明細が記載され、その後に御本勘銀同斷として銀高の明細が記載されている。松原家文書、山口県前掲書、288-292頁。ここでは主に田中誠二博士の表(457頁)に準拠して検討している。

この表において残米銀の計算にあたり、1石につき「2石替え」つまり1石=0.05貫目で計算している。これに関して松原家文書では、冒頭の付紙において「2石替えを以て之有り候」とし、また「江戸方請」銀高(1,794貫680目)について「嘉永4亥年改江戸方請御所務米銀単ニメ1,809貫目110匁余之処」となっており、残り3万5,893石6斗を2石替えの銀に戻し」計算したことを言及していることから明らかである⁶⁶⁾。

(3) 嘉永4年収支概算(目安・根積)

これより、嘉永4年の収支概算について、とりあえず収支過不足の判明後に馳走高および返石高を検討する、いわば収支繰概算の形で検討しよう。ここで、没収減少の入石高の勘文方請之分9,052.81石余の4割(40%)は3,621石となる。嘉永4年における没収石勘文方請や大坂借御惱方の分は御撫育方振替分と同様租税収入の中に入れて処理する。また足軽旅役銀の返済は収入に含める。足軽旅役銀返済(収入)は足軽旅役銀(支出)と相殺可能であるが、ここでは天保11年の「地江戸御儉約」の表示と同様、各部署の節約効果の要請を示す意味において、経営会計(管理会計)的に意義があるとみられる。

馳走高に関しては、上述のように半知(20石懸り・5升)では士卒・庶民には負担が大きいため、2石だけ返すことになった。これを結果的に10%返石として扱えば馳走米は100,000石・銀144貫目から90,000石・銀130貫目へと減少することとなる。

66) 松原家文書「嘉永4年改御所帯根積」松原家179、山口県前掲書、288頁、292頁。この銀単の計算(1石=0.05貫目)に関しては天保11年だけでなく後掲の安政元年における江戸方請の計算にもうかがうことができる。それは、天保11年の概算(目安)における正銀の換算と同じレートが使用されていることがわかる。

図表17 嘉永4年収支繰概算（目安・根積）

項目	米石	銀高	銀単	銀単（項目集合）
田島御物成等	154,914	1,072	8,818	8,818
御紙酒櫛運上銀等	14,188	703	1,412	1,412
租税収入	169,102	1,775	10,230	10,230
足輕旅役銀返済		40	40	40
収入合計	169,102	1,815	10,270	10,270
家来等浮米	101,448	171	5,244	5,244
江戸方経費	5,933	1,795	2,091	2,091
地方経費		1,170	1,170	1,170
撫育方等	17,132	49	906	906
没収石勘文渡	3,621		181	諸役所充当
大坂借御惱方	8,508	50	475	656
諸郡上納代物々御立用	67	50	53	諸郡・検見落等
検見落米等米引当分	4,000		200	253
足輕旅役銀		40	40	40
支出合計	140,709	3,285	10,360	10,360
過不足	28,393	-1,470	-90	-90
馳走半知（20石懸り）	100,000	144	5,144	馳走米
馳走2石返（10%仮定）	-10,000	-14	-514	4,630
差引	118,393	-1,340	4,540	4,540

（銀換：1石=0.05貫目）

嘉永4年の収支概算（予算）を示すにあたっては、「銀単（項目集合）」欄に示すように、没収石勘文渡と大坂借御惱方とを「諸役所充当」に、また諸郡上納代物々御立用と検見落米等米引当分とを「諸郡・検見落等」、馳走と馳走2石返（10%仮定）とを「馳走米」とに集合しておく。そして、銀単における収支差額（差引）4,540貫目は、いちおう元利償却と臨時支出とに充当されると考える。

図表18 嘉永4年の収支概算 (目安・根積)

項 目	嘉永4年 (1851)		
	米石	札銀	銀単
田畠御物成等	154,914	1,072	8,818
小物成・雑租	14,188	703	1,412
租税収入	169,102	1,775	10,230
馳走米 (18石懸)	90,000	130	4,630
旅役銀返済		40	40
収入合計	259,102	1,945	14,900
士卒支給高	101,448	171	5,243
江戸方経費	5,933	1,795	2,092
地方経費		1,170	1,170
撫育方等	17,132	49	906
諸役所充当	12,129	50	656
諸郡検見落米	4,067	50	253
足輕旅役銀		40	40
元利償却		4,540	} 4,540
臨時支出			
支出合計	140,709	7,865	14,900

(1石 = 50匁 = 0.05貫目)

参考までにこれを勘定形式で示せば以下のようなになる (銀高欄省略)。

図表19 嘉永4年収支予算（目安・根積）－勘定形式－

収入項目	米石	銀単	支出項目	米石	銀単
田島御物成等	154,914	8,818	家来等浮米	101,448	5,244
御紙酒櫛運上銀等	14,188	1,412	江戸方経費	5,933	2,092
租税収入	169,102	10,230	地方経費		1,170
足軽旅役銀返済		40	撫育方等	17,132	906
馳走米（18石懸）	90,000	4,630	諸役所充当	12,129	656
			諸郡検見落米等	4,067	253
			足軽旅役銀		40
			元利償却		} 4,540
			臨時支出		
収入合計	259,102	14,900	支出合計	140,709	14,900

場合によっては、この収支差額以上の金額が元利償却や臨時支出に充当されることとも考えられる。その場合は尚不足借入のために借銀方等資金管理担当者の追加借入や諸役所の遣り繰り手当が必要となる⁶⁷⁾。

なお、ここでは馳走米の一部（撫育方振替分）は撫育方に振り替えずに本勘（一般会計）の支出に充当されたとみられる。なお、「銀単」計算については、嘉永4年も安政元年も「銀高」＝札銀高とし、1石＝0.05貫目で計算しているが、これは天保11年の収支推計における「1石＝0.08貫目、正銀1貫目＝札銀1.23貫目」による銀単計算とは大きく乖離することとなる。

67) これは前年における水害等が大きく作用しているとみられる。そして、度重なる水害に対して嘉永5年に河口の姥倉運河の掘割に着手することとなる。兼重前掲書、209-210頁。

IV 安政期の収支状況（根積）

1 ペリー来航と長州藩の対応－安政の改革－

嘉永6年（1853）にはペリーが浦賀に来航し、長州藩は相州警衛を命じられた。翌嘉永7年（1854、11月より安政元年）初春には葛飾砂村別邸において西洋式大砲30門の鑄造に取り掛かり、また藩地から大量の銃砲（大小砲72門、小銃450挺、銃砲弾等）を江戸に送らせた⁶⁸⁾。このような相州警衛費用だけでなく、藩では近年風水害が頻発し、財務状況の一層の改善に迫られた。このため、藩主も例外的に帰国し、藩中に上下総綿服の着用を命じ華美を廃し儉約の徹底を求めた。

「防長回天史」によれば、今回は天保の改革と同様の徹底した改革が必要であり、口羽善九郎をはじめとして他の役職者も村田清風の時と同様にそれぞれ任命され、萩城獅子の廊下において改革に着手した⁶⁹⁾。

嘉永7年7月には宝暦の故事に倣って5か年間の節儉の令を下した。上述のような特別費用に関して撫育金から補充しても、それだけでは十分でなかった。嘉永6年末、撫育頭人清水新三郎が上司江戸当役手元役中井次郎右衛門へ提出した書によれば、4月に大坂にて銀4,555貫目を借りている。その内訳は次のようであった⁷⁰⁾。

1. 銀2,020貫目（月別6朱利⁷¹⁾10か年賦返済）－向後3年間に借銀の分もある－

68) 樹下明紀「葛飾砂村の大砲鑄造と相州警衛」『長州の科学技術～近代化への軌跡～』第3号、2008年、29-33頁。拙著前掲、79-80頁。

69) 末松前掲書、222頁。

70) 末松前掲書、223頁。

71) 例えばこの場合、利足月6朱（ $0.006 = 0.6\%$ ）であるから、毎月約23.6626貫目の支払いとなる。また、年利7分2朱（ $7.2\% ; 0.072$ ）年賦10年とすれば、毎年約290.2672貫目となる。

2. 銀1,100貫目（商人より当用借、別段に出銀の分月別6朱利）
3. 銀200貫目（当用借、出銀の分月別6朱利）
4. 銀1,235貫目（但し、無縁銀主より当用借りとして出銀の分月別6朱利以下差あり）－客蠟（昨年（の師走））以来の分を総計－
すでに仕組掛等は整理事務の綱領を定め、案を具体的に藩公に提出しその裁可をえた。それは要約すれば次のような7項目に纏められる⁷²⁾。
 1. 所帯方の立て直しに関しては、諸事の制度のうち定法（従前の江戸請・地方請等の御請物の配分）・非定法（従前に拘らない例外的事項）の詮議を行うこと。
 2. 仕組の検討にあたっては目先の利害だけでなく国家万世の計ともいべき長期的な視点から大事業について詮議すべきである。
 3. 仕組の用途を先3年と定めて事業を行うようにし、その担当者（用掛の役向）も相応に引き続けるよう役所においてよくよく詮議すること。
 4. 仕組の用途は上下借金なく、藩に3年の貯えと非常の用具を備えて、石高に応じた人馬を準備し、諸士・地下（庶民）の負担をできる限り減らすように努力する。
 5. 国家の大政事にあずかり非常の大節儉を取り計らうときは専一に取り組むべきである。正邪を弁別して指揮することが最重要である。
 6. 法度号令は信義を重んじ、性情に流れず、お咎めなども厳正に行うようにすべきである。
 7. 仕組にあたっては上に薄く下に厚く（上に損、下に益）することが肝要である。

72) 末松前掲書、223-224頁。

2 安政元年の収支予算(根積)

(1) 蔵入現高の計算

上記のように方針すでに定まり、ここにおいて藩全体の根積(予算)の改定がなされた。「防長回天史」は、これについて以下の項目をあげている⁷³⁾。

図表20 安政元年(1854)蔵入現高・江戸方請(「防長回天史」)

項 目	石 高
(防長) 総高	895,082.6956
長府徳山岩国御配置(支藩領石高)	183,022.0000
御家来中並寺社家其外下地御配之分(地方御配置)	200,037.3595
御家来中並寺社家其外浮米を以て御配分(御扶持方御勘渡)	267,640.4812
御撫育受の分(御撫育方振替高)	40,162.4300
差引残高; 但江戸方請	121,059.65116

(末松謙澄『修訂防長回天史』柏書房、1967年、224頁。)

この表は現高の計算としては余りに簡略にすぎ、「差引残高; 但江戸方請」の金額に至るためには欠落している項目があるようにみえる。そこで、嘉永4年の計算と対比して示せば項目の欠落も明らかとなる⁷⁴⁾。ここでは、嘉永4年の計算と同様小数点第2位までとし、また天保11年の計算も併せて呈示しておこう。

73) 末松前掲書、224頁。

74) 田中彰博士は、安政元年の収支計算を、『忠正公一代記編年史増補』(安政年間閏7月21日条)により作成されている。そしてその実数は嘉永4年のものであり、『防長回天史』にもほぼ同文所収されているが、脱落やミスがあるとされる。田中彰前掲書、202頁。まさに、田中彰博士の指摘される通りであり、その点を補完すれば調整後の金額とほぼ一致する。ただし、上記図表21における安政元年の()内の数値に示すように、防長総高の数値は嘉永4年と安政元年では800石の差があり、それに応じて以下の()内の数字となる。

図表21 蔵入現高内訳の変化と嘉永・安政の物成（4ッ成）

項目／米石	天保11年（1840）	嘉永4年（1851）	安政元年（1854）
防長総高	895,158	895,882.69	(895,082.69)
支藩領石高	183,022	183,022.00	183,022.00
地方御配置	205,557	200,037.66	200,037.66
蔵入総高御除高	26,062	53,637.35	53,637.35
残現高	480,517	459,185.67	(458,385.68)
御扶持方御勘渡	285,468	267,640.48	267,640.48
御撫育方	41,414	40,162.43	40,162.43
没収減入石高*	7,471	9,052.81	9,052.81
大坂借御惱借方請		21,270.28	21,270.28
尚残 江戸方請之分	146,164	121,059.65	121,059.65



(120,259.68)

4ッ物成	嘉永・安政
残現高	183,674.30
御扶持方御勘渡	107,056.60
御撫育方	16,064.97
没収減入石高*	3,621.12
大坂借御惱借方請	8,508.11
尚残 江戸方請之分（石高）	48,423.86

(48,103.87)

(2) 所帯方の租税収支概算（根積）

つぎに、所帯方の租税収支概算（根積）等に関する「御所務米銀請払差引」では、以下のように示されている。

図表22 安政元年収支概算 (根積)

安政元年 (1854)	米高 (石)	銀高 (貫目)
御物成其外諸御請米銀相縮 (租税収入)	169,102.2839	1,775.385
御家来中並寺社家其外等浮米勘渡被仰付分 (士卒支給高)	101,447.9736	171.219
御撫育方請之分	17,131.7388	49.160
没収減入石勘定渡之分	3,621.1277	
大坂借減少石御惱借方渡之分	8,508.1154	
諸郡より上納の物々御立用米銀の分	67.3500	49.6546
検見落米難破船舎捨り米引当分	4,000.0	
小計	134,776.3	269.9
差引	34,325.9229	1,505.4506
内) 江戸方請	20,065.2365	805.8357
銀単にして		1,809.1156
内) 地方請	14,260.6863	699.5968
銀単にして		1,412.6312

「防長回天史」では、検見落米難破船舎捨り米引当分は40石となっている。しかし、差引石高から逆算すれば4,000石となるので、そのように修正している。上記の内容を少し簡略化すれば以下のようなになる (石高：小数点第2位まで)。

図表23 安政元年の収支概算（簡略化）

安政元年（1854）	米高（石）	銀高（貫目）	
現米銀合（租税収入）	169,102.28	1,775.38	
家来等浮米（勘定渡被仰付分）	101,447.97	171.21	
御撫育方請之分	17,131.73	49.16	
没収減入石勘定渡之分	3,621.12		
大坂借減少石御惱借方渡之分	8,508.11		
諸郡上納代物々御立用米銀の分	67.35	49.65	
國中検見落米難破船舎捨り米引当分	4,000.00		
小計	134,776.3	269.9	
差引（現米銀合－上記小計額）	34,325.9	1,505.5	銀単 ⁷⁵⁾
江戸方請	20,065.9	805.9	1,809.1
地方請	14,260.7	699.6	1,412.6

（1貫目=20石、1石=0.05貫目）

上記の項目内容は、江戸方請・地方請（受）の金額を除き嘉永4年とほぼ同じである。そして、これらの項目の収支差額から、江戸方請と地方請との配分計算が示される。これからさらに、嘉永4年改の収支繰概算（根積）と同様に項目名等を調整して示せば以下のようになる。

75) この銀単は、以下の計算により1石=0.05貫目として計算されていることがわかる。
 $20065.9石 \times 0.05貫目 + 805.9貫目 = 1,809.195貫目$ 銀単。松原家文書「嘉永4年改御所帯根積」(松原家179)、山口県前掲書、288頁、292頁参照。

図表24 安政元年収支繰概算

安政元年	米 石	銀 高	銀 単	嘉永4年銀単
収入(馳走前)	169,102	1,775	10,230	10,270
家来等浮米	101,448	171	5,244	5,244
江戸方経費	20,065	806	1,809	2,091
地方経費	14,261	700	1,413	1,170
撫育方等	17,132	49	906	906
租税支出	152,906	1,725	9,372	9,411
没収石勘文渡	3,621		181	181
大阪借御悩方	8,508	50	475	475
諸郡上納御立用分	67.4	50	53	53
検見落米等引当分	4,000		200	200
支出合計	169,102	1,825	10,281	10,320
過不足	0	-50	-51	-50
馳走半知(20石懸り)	100,000	144	5,144	5,144
馳走5石返(25%仮定)	-25,000	-36	-1,286	-514
差額	75,000	108	3,858	4,580

(一貫目=20石→1石=0.05貫目)

これを見る限り、防長総高は嘉永4年と比べて約800石減少し、それだけ江戸方請之分(蔵入現高の尚残)も減少している。そして、所帯方の根積計算における江戸方請・地方請も嘉永4年よりも合計39貫目少なく計上され、一層の節約努力が要求される。

また、嘉永4年では、半知馳走米(後、2石返)が課せられた。これに対し、安政元年に関しては、当初5か年半知を命じたが、5石返石となったので、馳走米は15石懸り(75%)となる⁷⁶⁾。

76) 末松前掲書、227頁。閏7月13日非常之仕組を令す。8月5か年半知を命ず。当年だけ5石返石。「此の度御國中御根積改正被仰付候処、五万三千石余永否其外二而御所務落二相成、地江戸之御通り方量入為出之御制度難被相調」、「御居形を茂被為引替」。「諸郡寄宰判被仰付地下役ニ至迄減少」。田中前掲書、450頁。

安政元年の収支概算（根積）を示すにあたっては、嘉永4年と同様に、没収石勘文渡と大坂借御惱方とを「諸役所充当」に、また諸郡上納代物々御立用と検見落米等米引当分とを「諸郡・検見落等」、馳走と馳走5石返（25%仮定）とを「馳走米」とに集合しておく。そして、銀単における収支差額（差引）4,540貫目は、いちおう元利償却と臨時支出とに充当されると考える。

図表25 安政元年の収支概算（根積）－報告式－

項 目	安政元年（1854）		
	米石	銀高	銀単
田畠御物成等	154,914	1,072	8,818
小物成・雑租	14,188	703	1,412
租税収入	169,102	1,775	10,230
馳走米（15石懸）	75,000	108	3,858
収入合計	244,102	1,883	14,088
士卒支給高	101,448	171	5,244
江戸方経費	20,065	806	1,809
地方経費	14,261	700	1,413
撫育方等	17,132	49	906
諸役所充当	12,129	50	656
諸郡検見落米	4,067	50	253
元利償却			} 3,807
臨時支出			
支出合計	151,970	1,836	14,088

（1石＝50匁＝0.05貫目）

参考までにこれを勘定形式で示せば以下のようになる（「銀高」欄省略）。

図表26 安政元年収支概算(根積) 一勘定形式一

収入項目	米石	銀単	支出項目	米石	銀単
田島御物成等	154,914	8,818	家来等浮米	101,448	5,244
御紙酒櫛運上銀等	14,188	1,412	江戸方経費	20,065	1,809
租税収入	169,102	10,230	地方経費	14,261	1,413
馳走米(75%)	75,000	3,858	撫育方等	17,132	906
			諸役所充当	12,129	656
			諸郡検見落米等	4,067	253
			元利償却		} 3,807
			臨時支出		
収入合計	244,102	14,088	支出合計	151,970	14,088

場合によっては、この収支差額(3,807貫目)より大きな金額が元利償却や臨時支出に充当されることも考えられる。その場合は不足借入のために借銀方等資金管理担当者の追加借入や諸役所の遣繰等の扱が必要となる⁷⁷⁾。

なお、ここでは馳走米の一部(撫育方振替分)は撫育方に振り替えられず、本勘(一般会計)の支出に充当されたとみられる。また、「銀単」計算については、嘉永4年も安政元年も「銀高」=札銀高とし、1石=0.05貫目で計算しているが、これは天保11年の収支推計における「1石=0.08貫目、正銀1貫目=札銀1.23貫目」による銀単計算とは大きく乖離することとなる。

この根積をみる限り、収入は嘉永4年と同じであるのに対し、支出は11貫目多い。それは、江戸方請・地方請合計額の増加によるものである。地江戸引分けという点では安政元年の配分はむしろ天保11年の地江戸引分けの比率に近くなっている。

77) これは嘉永4年の場合と同様である。兼重前掲書、209-210頁。

図表27 地方・江戸方引分けの変化

	天保11年		嘉永4年		安政元年	
江戸方経費	2,824	55.5%	2,091	64.1%	1,809	56.2%
地方経費	2,268	44.5%	1,170	35.9%	1,413	43.8%
合計	5,092		3,261		3,222	

このような収支概算にみられるような「御根積帳改替」(予算改変)に加えて各部署における収支改善の具体的な提案も示されている。例えば、世子の新御殿の経費を3割引から5割引へ、文武諸芸上覧時の服制は上下から袴のみ、諸役人への年限拝領物の廃止、右筆中の格式掛廃止、藩公乗輿の窓障子を紙張りに、例式お目見えの減省・当役の干肴献上廃止、藩公鹵簿(ろぼ、行幸・行啓)格式備の一層減少、諸役所使用の紙減少、殿中行事服制省略し麻上下着用の減省、2の日・6の日に加えて9の日を諸役所の休暇、各役職・部署の担当者減少(44項目、管理組織のスリム化)、姫様化粧料5歩引、贈答等虚礼の禁止等、56項目にわたって提示し、徹底した経費削減を各所に通達している⁷⁸⁾。

3 安政期の主な藩政・財政活動

(1) 安政元年・2年—天保改革の再現—

安政元年の根積における多くの項目は、嘉永4年改正の根積数値と一致しており、江戸方請・地方請が減少している以外は、さほど大きな変化はないようにみえる。ただし、その根積に先立ち、仕組に関して前述の7つの綱領を掲げ、今回は天保11年の改革と同様の心構えで臨むべきことが提示されている。そこには節儉令、負債利下げ、公内借返済延期などが含意されている。

安政元年(嘉永7年)にはペリー再来航に備えて、長州藩は相州警衛のため

78) 末松前掲書、225-226頁。

陣屋を建築し藩士を派遣した。国元から大量の銃砲を取り寄せるとともに、葛飾砂村別邸において西洋式大砲36門を鑄造するなど巨額の経費を負担しなければならない⁷⁹⁾。それは撫育金のみで済まず、前述のように4,555貫目の新債務など所帯方にも相応の負担が必要となった。

そこで、その財政困難に直面して節儉令を発し、その大要として57項目を具体的に列挙した。その内容の大半は、各種経費削減と各部署の人数削減に関する事柄である⁸⁰⁾。

しかし、安政元年において天保11年と同様の改革を目指すことは、同様にその反動(改革批判)を必然的にもたらすことも無視できない⁸¹⁾。負債の利下げは、貸し主の集中を防ぐことになるが、同時にその貸し主の反発を招くこととなる。

安政2年(1855)1月には明倫館の予算を増額して高3,500石とし、西洋兵学修得のため多くの藩士を江戸・長崎・佐賀・薩摩等に派遣した。また、第一次長崎海軍伝習(安政2～4年)に6名の藩士を派遣した。5月には公内借返済延期令が発せられた。これはとくに貸し主とくに商人達の強い反発を招くこととなる⁸²⁾。政務役として中心的役割を果たしてきた周布政之助は、頼りとした村田清風が死去し、8月には財政政策の行き詰まりから退陣した。これに替わって椋梨藤太が政務役(手元役兼任)となり、同じ保守派の坪井九右衛門も江戸方用掛(手元役、用談役・政務役兼任)となった。これに伴い公内借返済延期令が撤回された。11月には周布派(周布政之助、郡奉行蜷川四郎右衛門

79) 拙著前掲、80-82頁。樹下明紀「葛飾砂村の大砲鑄造と相州警衛」『長州の科学技術～近代化への軌跡～』第3号、2008年、25-40頁。

80) 末松前掲書、225-226頁。

81) 田中彰前掲書、204頁。嘉永7年・安政元年当時、改革派(村田清風派)の周布政之助と保守派(坪井・椋梨派)の赤川太郎右衛門が右筆役(政務役)であった。拙著前掲、55頁。

82) 末松前掲書、228頁。田中彰前掲書、203-204頁。

等)は処罰され、周布自身30日間の逼塞を命じられた。当時士民出米軽減の期待が充満していたにもかかわらず、士民の馳走は半知(20石懸り)・5升の負担となり、彼等の困窮はことに甚だしくなった。しかも、前年の地震により藩邸修復が必要となった。さらに越年の諸経費もあって大坂において新債1,000貫目(月6朱7年賦)を再三懇請して借らざるをえない有様であった⁸³⁾。

(2) 安政3年・4年

安政3年(1856)には、鉄製大砲の鑄造に必要な反射炉の築造や、洋式帆船(丙辰丸)建造とそのための造船所建設がめざされ、それと併行して西洋兵学の振興に一層取り組むようになった。反射炉に関しては、その7割規模の雛形(試作炉)構築まで進んだが、本格的な反射炉の築造は錬鉄(純鉄)の産出困難性(品質の実現可能性)と財政的優先性の観点から見送りとなった。12月には洋式帆船丙辰丸が完成進水した(4,000両)⁸⁴⁾。

安政3年秋大風雨のために藩内の損害高は52,400余石にのぼり、廩米(蔵米・備蓄米)を配給せざるをえない状況となった。士卒への半知馳走は厳しすぎるので、18石懸りとした⁸⁵⁾。

この時期、政権を担当していた坪井九右衛門等保守派は、藩内の産物取立に関して大庄屋・庄屋クラスを「勸農産物江戸方御内用」に任命して直接掌握し、上方との交易を円滑化し国富の増加を図ろうとした。閏5月には坪井は撫育用掛専任となり、上方に出張し物産販路拡張を図ったが、十分に成功をみる

83) 末松前掲書、229-230頁。拙著前掲、100頁。

84) 森本文規「萩反射炉の謎に迫る」・中本静暁「『萩反射炉』は安政三年に築造された試験炉である」『長州の科学技術～近代化への軌跡～』創刊号、2003年、15-22頁、23-27頁。拙著前掲、100-106頁。1石=60匁(=0.06貫目)=1両(元禄レート)の場合は、4千両は240貫目となる。1両=10万円(8万円)とすれば、4千両=4億円(3億2千万円)となる。

85) 末松前掲書、230頁。

には至らなかった。この試みは多方面（宰判等地方諸役所、豪農層等）からの反対に遭って挫折した⁸⁶⁾。

(3) 安政5年・6年

安政5年（1858）6月長州藩は相州警衛を解かれ、兵庫警衛を命じられた。また、同時期藩主帰国に伴い坪井等保守派から周布等改革派へと交代がなされた。先の相州警衛から兵庫警衛への転任に伴い、相州引揚費用と兵庫転任費用に7,000貫目を要するため、3,000貫目を借りるようにした。8月士卒の馳走を減少させて15石懸りとした。つまり、馳走負担増を求めることなく、借銀とした⁸⁷⁾。

桂小五郎（後の木戸孝允）は長い間江戸に留学していたが、8月に大検使となった。江戸方大検使は、矢倉方管轄するところの金穀物品武器の出納を検査する役割を担当する。桂の初仕事が江戸表の会計（矢倉方）に関する検査（監査）の仕事であったことは後（慶応・明治）の彼の役割・行動を考えると興味深い。

8月以降藩は長崎海軍伝習所に陸海軍伝習・理化学伝習・砲術伝習等のために、安政6年2月までに約30名の藩士を派遣した。とくに理化学伝習に派遣された中嶋治平は、当時の造船・製鉄技術だけでなく、綿羊飼育・製茶・ガラス・軍用パン等の技術についても藩に建白し、その実用化を目指した。とくに萩ガラスは、江戸や京（幕府や朝廷）への献上品として使用されるようになる⁸⁸⁾。

86) 田中彰前掲書、206-216頁。末松前掲書、230頁。

87) 安政5年の予算大綱は江戸方請1,794貫目余・米5,933石、地方請は1,128貫目余と少し減少し、本勘全体の受払は591.92貫目の不足（赤字）となったとされる。田中前掲書、456-458頁。

88) 小川亜弥子「中嶋治平－分析術の振興に尽くした生涯－」、藤田洪太郎「中嶋治平 関係年譜」「萩ガラスについて」『長州の科学技術～近代化への軌跡～』第2号、2004年、2-4頁、6頁。拙著前掲、159-160頁。

安政6年(1859)4月幕府の長崎海軍伝習所中止に伴い多くの藩士が帰藩し、国元及び江戸において西洋銃陣の演習が活発になされた。8月に藩は西洋学所を改め博習堂と称し、海軍教育に注力するようになった。12月に至って、神器陣を廃絶し、西洋銃陣への移行を表明した⁸⁹⁾。

翌安政7年(1860・万延元年)西洋銃陣の編制のために各種の準備がなされていった。5月には洋式軍艦庚申丸が進水した。この軍艦には30ポンドボンベカノン砲を6門搭載し、その製造には2万両(丙辰丸の5倍)を要した。5月にはガラス製造所が設置され、大砲の砲身を穿孔するための鑽開台(水車錐通機械)も設置された。8月には歩兵・騎兵・砲兵の三兵による兵制改革に着手した。11月には、これまでの松本・姥倉の大砲製造所に加えて、沖原にも製造方を設け、銃砲の増産が目指された⁹⁰⁾。

「防長回天史」にみられるように、安政期において財政はなお依然として振るわないままに経過した。安政6年にも節儉の令を布告し、士卒の馳走を15石懸りとし、負債返済を延期した。これ以降国事漸く多端にして外国船がしきりに迫り海防事件など頻発し、一般会計だけでは耐えられない状態であったが、藩には宝蔵金や撫育金があったので、その不足分を補充し・維持することができた⁹¹⁾。

換言すれば、安政期の活動とくにペリー来航以来の江戸および国元の海防活動は、自ずと一般会計における臨時的な特別支出の増大をもたらす。しかし、それを一般会計で負担できるものは可能な範囲で負担させ、洋式船等のいわば臨時巨額の支出や一般会計で負担できないものに関しては宝蔵金・撫育金から支弁したようである。それはまた、士・民に関する馳走が半知(20石懸り・6升)となることは極力さけて、15石懸り・4升の馳走にとどめるよう努力した

89) 拙著前掲、115-121頁。

90) 拙著前掲、131-135頁。

91) 末松前掲書、231頁。

ことにもうかがえるであろう。それは、天保11年の改革を目指しながらも、厳しくしすぎて同じ轍を踏まないようその一歩手前で踏みとどまった改革であったし、その実、余裕もあったといえるであろう。

図表28 嘉永・安政期の財政・藩政活動⁹²⁾

和暦(西暦)	藩 債	備 考
嘉永元年(1848)	58,579.8貫目	13石馳走、大坂城手伝普請
嘉永3年(1850)	-	防長大洪水、前後2回3,500貫目新借、半知、撫育方抛出
嘉永4年(1851)	60,000貫目	18石懸り
嘉永6年(1853)	-	18石懸り、洪水等、江戸城西之丸助役、ペリー来航、大森・相州警衛
嘉永7・安政元年	64,555貫目	15石懸り、ペリー再来航・相州警衛新借4,555貫目
安政2年(1855)	65,555貫目	半知20石・民5升懸り、年末新債1,000貫目
安政3年(1856)	-	18石懸り
安政4年(1857)	-	18石懸り
安政5年(1858)	-	15石懸り、兵庫転任経費7,000貫目
安政6年(1859)	-	15石懸り
安政7年(1860)	-	15石懸り

92) 林前掲書、306-307頁。田中前掲書、404頁、451-452頁。三坂前掲書(『萩藩の財政・・・』)、179-180頁。

図表29 安政期の藩政・財政活動⁹³⁾

嘉永7・安政元年(1854)・安政2年(1855)	
<安政元年>	15石懸り、陣屋・大砲新造、相州警衛等負担増、獅子の廊下財政改革、新借4,555貫目／ペリー再来航・和親条約
<安政2年>	半知20石・民5升懸り、5月公内借返済延期令・村田清風逝去、8月周布退陣・保守派政権、負債延期令撤回、江戸大地震、藩士を佐賀・薩摩・長崎伝習等派遣、年末新借1,000貫目
安政3年(1856)・安政4年(1857)	
<安政3年>	18石懸り、反射炉試作、戸田形洋式帆船丙辰丸完成(4千両)、「産物取立」政策
<安政4年>	18石懸り、坪井等保守派政権「産物取立」政策挫折
安政5年(1858)・安政6年(1859)	
<安政5年>	15石懸り、兵庫警衛へ転任経費7,000貫目、周布派へ政権交代、長崎2次伝習多数派遣、
<安政6年>	15石懸り、神器陣廃絶西洋銃陣へ、
安政7年万延元年(1860)	
<安政7年万延元年>	15石懸り、軍艦庚申丸が進水(2万両、丙辰丸の5倍)、ガラス製造所、沖原にも鑄造方

4 天保期～安政期までの収支概算(目安・根積)からみた収支状況の変化

この間の収支状況の変化について、まず、蔵入現高の計算(石高計算)に関しては参考までに宝暦検地前(つまり撫育制度実施前)の現高も比較のために併記すれば、次のようになる。

93) 前注92)、拙著前掲、95-128頁参照。

図表30 蔵入現高の変化

宝暦4年 (1754)	項目／米石	天保11年 (1840)	嘉永4年 (1851)	安政元年 (1854)
827,371	防長総高	895,158	895,882	(895,083)
183,022	支藩領石高	183,022	183,022	183,022
197,203	地方御配置	205,557	200,037	200,038
25,963	蔵入総高御除高	26,062	53,637	* 53,637
421,182	残現高	480,517	459,186	(436,697)
	御扶持方御勘渡	285,468	267,640	267,640
	御撫育方	41,414	40,162	40,162
	没収減入石高*	7,471	9,053	* 9,053
	大坂借御悩借方請		21,270	* 21,270
	尚残 江戸方請之分	146,164	121,059	(107,624)

(* 嘉永4年改より補足)

これより、防長総高は宝暦4年と比べて検地により総高にして約68,000石余増加している。その後の総高には大きな変化はない。また、この検地による結果は支藩配分高には影響せず、本藩の上級諸士（一門、家老等）知行持以下の配分高等が影響されることとなる。そして、蔵入総高御除高の増加等により、蔵入現高は2万石ずつ減少している。それとともに江戸方請の基礎となる「尚残高」が相応して減少することとなる。また、検地増石高に基づく御撫育方の現高は4万石余となることが示される。

このような蔵入現高に基づきその4ッ成が、各項目の租税（物成）収支の目安となる（図表31）。そこで、村田清風等の天保11年の受払目安（計画大綱）と穂山説に基づく収支推計、嘉永4年と安政元年の収支概算（根積）について、項目を調整し、銀単による数値を一覧表示すれば図表32のようになる。

図表31 収支概算の変化（米高・銀単）

項 目	天保11年（1841）		嘉永4年（1851）		安政元年（1854）	
	米	銀単	米	銀単	米石	銀単
公 租	162,259	8,983	154,914	8,818	154,914	8,818
雑 税	13,826	1,494	14,188	1,412	14,188	1,412
租税収入	176,085	10,328	169,102	10,230	169,102	10,230
馳走米		5,244	90,000	4,630	75,000	3,858
倹約・返済額		575		40		
不足借入		3,763				
収入合計	176,085	20,059	259,102	14,900	244,102	14,088
士卒支給高	114,187	5,709	101,448	5,244	101,448	5,244
江戸方経費		2,296	5,933	2,091	20,065	1,809
地方経費		1,844		1,170	14,261	1,413
租税支出	114,187	9,849	107,381	8,505	135,774	8,466
撫育方	16,566	828	17,132	906	17,132	656
諸役所充当	2,988	1,014	12,129	656	12,129	253
諸郡検見落等		---	4,067	253	4,067	3,807
足輕勘渡		---		40		
元利償却		6,468		4,540		3,807
水害・戦時等臨時		1,900				
支出合計	133,741	20,059	140,709	14,900	169,102	14,088

図表32 収支推計・概算の変化 (銀単のみ)

天保推計		天保11年	嘉永4年	安政元年
推計銀単	項目	銀単	銀単	銀単
14,198	公 租	8,983	8,818	8,818
2,824	雑 税	1,494	1,412	1,412
17,022	租税収入	10,328	10,230	10,230
8,144	馳走米	5,244	4,630	3,858
	儉約・返済額	575	40	
1,185	不足借入	3,763		
26,351	収入合計	20,059	14,900	14,088
8,198	士卒支給高	5,709	5,244	5,244
3,380	江戸方経費	2,296	2,091	1,809
1,728	地方経費	1,844	1,170	1,413
1,723	撫育方	828	906	656
1,884	諸役所充当	1,014	656	253
	諸郡検見落等	---	253	3,807
	足輕勘渡	---	40	
7,956	元利償却	6,468	4,540	3,807
1,482	水害・戦時等臨時	1,900		
26,351	支出合計	20,059	14,900	14,088

(1石=0.08貫目)

⌒ (1石=0.05貫目)

これより、天保11年の「目安」では租税収入がその後の嘉永4年・安政元年のそれよりも大きい、それ以上に支出各項目もすべて大きく見積もられている。そして、半知馳走米を課しても尚不足を生ずるのは、とくに7,956貫目の藩債元利償却(利且納)の支出が大きいことが影響している。まさにこの藩債元利償却こそがこの時最大の課題であった。また、地江戸御儉約は、江戸方・地方の儉約努力の結果であり、儉約士気の向上を示唆するものとみることのできるであろう。このような「目安」に対して、「推計」の方は租税収入が支出

増よりも大きく、「尚不足」額も約3分の1程度に収まっている。

嘉永3年の大洪水に3,500貫目の新債をなし、嘉永4年には新古取り合わせて6万貫目の借銀になっている⁹⁴⁾。さらに嘉永6年末に大坂で銀4,555貫目を月利6朱(6%)で借りているので、その元利償却(利且納)も検討の対象となる⁹⁵⁾。

ペリー来航後の様々の負担や対応により、撫育金から抛出しても所帯方一般会計にも相応の負担増や臨時の借入れ等が生じる。その都度の対応は、収支差額に馳走米を加減後の差額に対する追加的な収支によって補充されることとなる。

嘉永4年や安政元年の概算・予算(根積)は、江戸方経費と地方経費の若干の相違を除いてほぼ同じである。そして、馳走米によりその範囲内において収支の不足はなくなる。これからさらに、負債の償還(元利償却・元本返済等)や、撫育方と特別支出の分担が必要な場合の追加支出等を検討することとなると考えられる。

かくして、天保11年の受払目安は、撫育局会計の明確な分離独立のうえで所帯方本勘つまり一般会計の膨大な藩債に対する警鐘とその解消のための収支概算(収支計画大綱)を提示したものとみられる。それは同年の収支推計よりもはるかに大きな負担を藩内に求め、士庶に負担と自覚を促す意図があったとみられる。その意味では、所帯方の一般会計と撫育局の特別事業会計を併せれば穂山洋哉博士の所説のように決して藩が標榜するような苦難(9万貫目の大

94) 三坂前掲書(『萩藩の財政・・・』)179頁。田中前掲書、451頁。

95) 末松前掲書、223頁。4,550貫目中銀2,020貫目(月別6朱利10か年賦返済)については、月利0.06%、10年賦であれば、毎月支払額24貫目で元利償却額は年288貫目となる。残りの当用借総計2,535貫目はその都度借入返済の都度月利0.06%の利息を借りた月数だけ支払うこととなる。例えば当用借の分を平均3ヶ月借りたとして月福利で18.108%、約46貫目(45,904.33貫目)となる。したがって、合計334貫目位は元利償却(+支払利息)となるであろう。

敵)は直裁にはあてはまらないといえるであろう。しかし、天保期の保守派がいみじくも実証したように、少しでも緩めればたちまち債務の増加を招き、長期の戦略的な国富の強化は画餅に帰するのである。

その後の嘉永4年の収支予算(根積)は天保・弘化期以降のある程度安定した所帯方本勘(一般会計)における収支予算の展開として捉えられる。これに対し、安政元年の収支概算(根積)は、この間のペリー来航に伴い江戸湾岸警衛等の諸経費が高むようになる。臨時巨額の出費は撫育金から拠出されることになるが、所帯方の支出も相応して多くならざるをえない。このようなこともあって、一般会計も嘉永4年の予算(根積)を踏襲しつつも、天保11年の改革に回帰してその趣旨に添った予算・実施を目指した。この間にも、毎年、例えば産物取立政策等の重点的な改革がこころみられた。これが成功・継続すれば、新たな組織改編や予算(根積)の変更がもたらされたであろうが、この企図は短命におわり、大きな変更はもたらされなかったであろう。

なお、「銀単」計算については、嘉永4年も安政元年も「銀高」=札銀高とし、1石=0.05貫目で計算しているが、これは天保11年の収支推計における「1石=0.08貫目、正銀1貫目=札銀1.23貫目」による銀単計算とは大きく乖離する。そこで、嘉永4年および安政元年の収支予算(根積)に関しても天保11(・12)年の収支推計と同様の推計を行うことも可能であろう。

これに関しては、文政5年(1822)から明治4年(1871)までの米価変動(銀100匁二付何石替え)について田中誠二博士が詳しく調査されており⁹⁶⁾、当時の米価変動のならし数字(平均数値)にもとづいて銀単計算することも考えられる。そこで天保11年、嘉永4年、安政元年とその前後5年間における正銀1貫目石高、札価指数、札銀1貫目石高、1石正銀貫目、1石札銀貫目、正銀札銀比の数値を算定すれば、以下のとおりである。

96) 田中前掲書、471頁。

図表33 正銀・札銀の変化

	正銀1貫目 石高	札価指数	札銀1貫目 石高	1石正銀 貫目	1石札銀 貫目	正銀札 銀比
天保11年	16.910	0.800	13.5280	0.059	0.074	1.250
同平均	14.758	0.838	12.3672	0.068	0.081	1.193
嘉永4年	13.140	0.900	11.8260	0.076	0.085	1.111
同平均	11.090	0.908	10.0697	0.090	0.099	1.101
安政1年	13.020	0.900	11.7180	0.077	0.085	1.111
同平均	12.762	0.900	11.4858	0.078	0.087	1.111

これに関して、穂山説の札銀レート1石=008貫目に対し、天保11年のレートは1石=0.074貫目であり、ほぼ近い内容となっている。

他方、嘉永4年・安政元年の札銀レートはとりあえず1石=札銀0.085貫目、正銀1貫目=札銀1.11貫目として計算することができるであろう。

図表34 正銀札銀比

	1石正銀貫目	1石札銀貫目	正銀札銀比
天保11年	0.059	0.074	1.25
同予算（穂山説）	0.05	0.08	1.23
嘉永4年	0.076	0.085	1.11
安政1年	0.077	0.085	1.11

このような当時の正銀・札銀のレートによるときは、天保11（・12）年の穂山説による収支推計と同様に実際は上記の収支差額よりも有利な収支結果がえられると考えられる。

おわりに

宝暦検地後の天保・弘化期における積極的藩政・財政への転換、わけても天保の改革は、平時における改革にとどまらない、海防（「異賊防禦」）という長期的視野を折り込み有事に対応しうる富国化への大転換であったとってよい。天保の改革にあたっては、仕組方から着手する点が大きな特徴である。そこでは仕組みを変えるために思い切った人材の抜擢・登用がなされる。この点は宝暦の改革とも共通している。そこには変革にあたって仕組の変化は、まさに組織やシステム・制度の変化を伴う。そのような仕組みの変化が意識の変化から行動の変化につながり、最終的に結果が変わることとなる。

改革は、次のようなプロセスを経るとされる⁹⁷⁾。①「しくみを変える」⇒②「意識が変わる」⇒③「行動が変わる」⇒④「結果が変わる」

これはまさに、天保の改革とそこにおける会計制度の役割にも通底すると考えられる。

- ①「しくみを変える」・・・改革にあたってまず「仕組掛」（児玉資昌）「地江戸両仕組掛」（村田清風・香川景長）を抜擢し、改革の仕組について具体的に検討させた。彼等は、所帯方から撫育方を分離するとともに越荷方の仕組を確立し、撫育方・越荷方を中心とする撫育局を所帯方から分離独立させ（組織改編）、所帯方本勘（一般会計）から撫育局会計（特別事業会計）を分離独立させた（会計制度改正）。次に一般会計において江戸方（行相府）と地方（国元、国相府）との歳入（税収）の予算配分＝経費支出ルールを定めた。
- ②「意識が変わる」・・・上記の仕組の改変を踏まえて「目安」（計画大綱）を策定し、その細目予算（根積）の決定を通じてその組織変更および予算の遵守

97) 川上徹也『女房役の心得－松下幸之助流お金の「教科書」』日本経済新聞社、2012年、124頁。川上氏はCFO（最高財務責任者）として当時パナソニックの改革に全力集中し成功に導いた。

の理解を深めるとともに、士卒・庶民の馳走負担や公内借捌き等について意識の変更をはかる。(ただし、重い負担に対しては反発を招き、その緩和は結果的に借銀の増加をもたらした。と同時に「目安」の妥当性再確認につながった。)

③「行動が変わる」・・・「目安」における負担の重さに対し、収支推計に見られるように実際的には先行き不安は薄くなるとともに、藩士等とはくに「文武の振興」策により、頻繁に文武指導者を藩内に招請し、藩士を藩外に派遣・出張させて、知識(情報)の収集を行うこと等、より活発な刺激と知識の集積を得るようになった。これには、撫育局会計が大いに貢献しているとみて良いであろう。

④「結果が変わる」・・・一定の借銀・馳走による士卒・庶民の負担はあるものの8万貫目(9万貫目)という巨額の借銀の苦しみは実質的に解消され、異賊防禦(海防)に関する対処も藩近海警護のみならず江戸近海や兵庫近海における幕府からの警衛要求も果たせるようになった。

かくて、天保・弘化から嘉永・安政期において、表面的・一般会計的には従前以上に藩債縮小への対応姿勢は維持しつつ、深層的には撫育制度(および越荷方)による商業・金融活動の強化とともに産業育成を通じて富国化をはかり、神器陣と陣地砲演習の展開による海防強化を含めて近代化の手がかりを得るものであったとみてよいであろう。これを可能にしたのはまさに天保の改革による所帯方の一般会計と撫育局の特別事業会計との分離・並立と、これを前提とする藩政改革(戦略目標)のための目安(収支計画・予算大綱)とより細目的な根積(年度予算)による具体的な実行と統合・統制にあったとみて良いであろう。

江戸前期における藩政・財政に関しては、当職(国元家老)の財政収支提案に基づき、藩主と当職・当役(江戸家老)のもとで決定されていた。この間、石高・銀高計算から後半には藩士の節約儉約意識の向上を目指して石高をむし

る重視する計算への移行もみられた⁹⁸⁾。

これに対し、江戸後期とくに天保期以降においては、所帯方の一般財政・会計(予算)に関しては、当職・当役のもとで実際の実務に精通する用談役・手元役や政務役(右筆役)等がおもに計画(目安・根積)立案し、藩主・上層部と審議・了承を得るという形で決定がなされるようになった。それはまた、撫育局(撫育方・越荷方)の並立(分離独立)とも重要なかわりがあるとみられる⁹⁹⁾。そして、このような改革の手がかり(情報手段)となったのは、まさに会計制度であり、「目安」という収支計画大綱の策定と収支予算(根積)伝達による現状認識と達成目標の自覚(士気向上)にあったとみることもできるであろう。

改革の実行にあたり、基本的には収支予算(根積)にしたがって実際の収支がなされる。とくに藩内経費の支払にあたり正銀とともに札銀の使用がみられ、銀単計算も関与するようになった。この藩札の増加は、明治後に藩債の一つとして長州藩(山口藩)の大きな負担となる。文久・元治期以降は攘夷戦争・内訌戦争・幕長戦争(四境戦争)・維新戦争へとまさに藩の存亡のかかった激動の時代へとむかい、会計制度もまた戦時対応の内容(戦時経済・会計体制)となる。このような危急存亡の秋に藩が持ちこたえたのはまさに君民一体の活動と撫育制度によるところが大きいとされる。そのようななかにおいて明治後、藩札を含む膨大な藩債は長州藩(山口藩)の活動に大きな困難をもたら

98) 拙稿前掲(「江戸前期萩藩の会計制度」)、62-83頁。拙稿前掲(「江戸前期萩藩会計制度の概要と分析」)、33-38頁。

99) 越荷方の利益は所帯方と撫育方に折半されるはずであった。越荷方については一年に出資金の1割の利益は確保されたようである。この時期の収支予算において、毎期の収入項目のなかに越荷方の分配利益収入は具体的にみいだされない。撫育局の特別事業会計については藩主直裁のため全体的な資料も残されていないようである。富成博『江戸と幕末 - 意外に知らない素朴な疑問 -』新人物往来社、2012年、214頁。また慶応元年(1865)には幕長戦争にあたり、越荷方の利益は一切海軍費に充当するようになる。拙稿前掲、250-251頁。

しかねないこととなる。

【文 献】

- 穂山洋哉「萩藩財政収支と経済政策」『社会経済史学』42巻4号（No.42-4）、1977年
- 小川國治『転換期長州藩の研究』思文閣出版、1996年
- 小川亜弥子『幕末期長州藩洋学史の研究』思文閣出版、1998年
- 小川亜弥子「中嶋治平－分析術の振興に尽くした生涯－」『長州の科学技術～近代化への軌跡～』第2号、2004年、1-3頁。
- 兼重慎一談話（西島剛太郎速記・三坂圭治修訂）『長州藩財政史談』マツノ書店、1976年
- 川上徹也『女房役の心得－松下幸之助流お金の「教科書」』日本経済新聞社、2012年
- 樹下明紀「葛飾砂村の大砲製造と相州警衛」『長州の科学技術～近代化への軌跡～』第3号、2008年
- 木戸公傳記編纂所（代表者妻木忠太）『松菊木戸公伝 上・下』明治書院、1927年
- 郡司信順（源太左衛門）『御筒数』文化5年（1808）、毛利家文庫（山口県文書館所蔵）
- 小林茂『長州藩明治維新史研究』未来社、1968年
- 小山良昌「毛利敬親と藩政改革」高知県立坂本龍馬記念館『＜講演録＞幕末再考－変革への計と践－』2021年、97-132頁。
- 末松謙澄『修訂防長回天史』柏書房、1967年
- 田中彰『幕末の藩政改革』塙書房、1965年
- 田中誠二『萩藩財政史研究』塙書房、2013年
- 時山弥八編著『増補訂正もりのしげり』赤間閣書房、1969年

- 富成博『江戸と幕末-意外に知らない素朴な疑問-』新人物文庫、2012年
- 中本静暁「『萩反射炉』は安政三年に築造された試験炉である」『長州の科学技術～近代化への軌跡～』創刊号、2003年
- 萩市史編纂委員会編『萩市史 第一巻』ぎょうせい、1983年
- 林三雄『長州藩の経営管理』文芸社、2001年
- 藤田洪太郎「中嶋治平 関係年譜」「萩ガラスについて」『長州の科学技術～近代化への軌跡～』第2号、2004年、4-29頁。
- 三坂圭治『萩藩の財政と撫育制度』春秋社、1943年(改訂版)マツノ書店、1977年
- 三坂圭治『山口県の歴史』山川出版社、1971年
- 村田清風「辛丑改正建議」「辛丑改正建議上、下」、「公内借捌草案」「負債談」「清風存意」「御仕組大目途」「流弊改正に関する意見」山口県教育会編『村田清風全集 上巻』1961年所収
- 村田峯次郎『防長近世史談』大小社、1927年
- 村松剛『醒めた炎-木戸孝允(上)』中央公論社、1987年、24-26頁。
- 森本文規「萩反射炉の謎に迫る」『長州の科学技術～近代化への軌跡～』創刊号、2003年
- 毛利家文庫(政理47)『御所帯根積』宝暦4年(1754)。山口県編『山口県史料編 近世3』2001年、957-987頁。
- 山口県教育会編纂『村田清風全集上巻』山口県教育会、1961年
- 山崎一郎「寛政～文化期前半における萩藩密用方について」『山口県文書館研究紀要』第39号、2012年
- 拙稿「享保期の異国船対策と長州藩における大砲技術の継承-江戸中期の大砲技術の展開-」笠谷和比古編『一八世紀日本の文化状況と国際環境』思文閣出版、2011年
- 拙著『幕末の長州藩-西洋兵学と近代化-』鳥影社、2019年

拙稿「江戸前期萩藩の会計制度－地方自治体会計・特別会計の一元流－」『大阪学院大学商・経営学論集』第46巻1/2号、2021年

拙稿「江戸前期萩藩の財政変化と会計－地方自治体会計・特別会計の一元源－」『伝統技術研究』第14号、2021年

拙稿「萩藩における鉄製大砲の鑄造－花岡の大砲・「御筒数」・「鑛鐵大砲鑄造之法」－」『伝統技術研究』第14号、2021年

拙稿「江戸後期萩藩の経営会計制度－宝暦～天保・弘化期における積極財政への転換－」『大阪学院大学通信』第52巻11号、2022年

拙稿「江戸前期萩藩会計制度の概要と分析」『伝統技術研究』第15号、2022年